

製造物責任法による判例の動向

阿部, 道明
九州大学大学院法学研究院

<https://doi.org/10.15017/3898>

出版情報：法政研究. 71 (2), pp.1-80, 2004-10-12. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



製造物責任法による判例の動向

阿部道明

- 一 はじめに
- 二 全体の状況
- 三 製造物責任法による原告勝訴判決
- 四 製造物責任法が主張された事案での原告勝訴判決
- 五 製造物責任法が主張された事案での原告敗訴判決
- 六 製造物責任法が主張された事案での和解例
- 七 製造物責任法が主張されて係属中の事案
- 八 いくつかの観点からの分析
- 九 おわりに

一 はじめに

平成七年七月一日に製造物責任法が施行されてから九年の月日が経過した。法律制定時には、米国のような濫訴の状況が発生するとか逆に敗訴が続くのではないかと極端な見方もあったようであるが、現状を見ると概ね期待された方向に進んでいるのではないかと考えられる。特に施行当初は後述の同法適用時期の問題もありなかなか製造物責任法に基づいた判決が出なかったようであるが、平成十一年に有名なマクドナルド判決⁽¹⁾が出されて以来はいくつかの判決が出されるようになってきている。特に平成十三年以降は製造物責任法に基づくあるいはそれに関連する判例がまとまって出されるようになってきた。その中には原告勝訴のものがかなり含まれており、その他にも製造物責任法に基づいた訴訟で原告の主張をある程度認めた和解もかなりの数が見られるようになってきた。⁽²⁾

一方、同法の附則において「この法律の施行後にその製造業者などが引き渡した製造物について適用する」とされているため、施行日以前に引き渡されたものについては同法が適用されず、⁽³⁾そういった事案に関しては従来どおりの不法行為、債務不履行、瑕疵担保などの法理を適用することとなる。従って、現実に提起された訴訟においては製造物責任法が使われているものと使われていないものが混在しているし、また製造物責任法を使って提訴した場合でも、引渡しが行われた以前であるという理由で原告敗訴となった事案や代わりに不法行為などの他の訴因で原告勝訴となった事案も見受けられる。ただ、この法適用の可否についての問題は現在の個々の事案にとっては重要であるものの、法律施行時の特殊な問題であり、施行後時間が経過しすべての製品が施行後に引き渡されたという状況になれば解消することである。

本稿は、このような状況を踏まえ、現在までに出された個々の判例を検討することによって、製造物責任法がどの程度利用されているのか、どのような事案に適用されているのか、どの程度の原告勝訴判決が下されているのか、各判例

における欠陥の類型や製品品目はどのようなになっているのか等の分析を行い、現時点における製造物責任法に基づく判例の動向の研究を行うものである。なお、原告が製造物責任法を訴因としていない訴訟は、製造物責任訴訟であっても、本稿の分析の対象外とする。

二 全体の状況

判例やその情報の収集に限界があるためすべての事案を網羅することは不可能であるが、収集できた情報の範囲で分析してみたい。⁽⁴⁾ 現時点で、製造物責任法による原告勝訴事例は一六件であり、この他に原告勝訴案件で製造物責任法が主張された案件が四件見られる。⁽⁵⁾ また、原告敗訴事例は一〇件であり、⁽⁶⁾ 製造物責任法で提訴して和解となった案件は一六件である。この他にある程度の数の係属中の案件があると考えられる。こうして見るとかなりの勝訴率にも見えるが、現実にはこの他に製造物責任法に基づかない製造物責任訴訟における原告敗訴の件が数多くあるので、製造物責任訴訟全体の原告勝訴率が高いとは決して言えない。また、判決に至らない形での和解や単に訴訟継続を断念して取り下げたものもあるであろう。平成一四年末に作成されたあるデータによれば、⁽⁷⁾ 平成七年初めから平成一四年末までで、原告勝訴一二件、原告敗訴五五件、原告一部勝訴六件、⁽⁸⁾ 和解五七件となっている。以下においては製造物責任法に基づく判例を個別に分析し、その後でその意味合いについて検討することしたい。

三 製造物責任法による原告勝訴判決

平成一一年六月にわが国の製造物責任法における原告勝訴第一号として名古屋地裁の日本マクドナルド判決が出され

たことはよく知られているところであるが、原告勝訴判決はその後平成一三年に三件出された後、平成一四年以降はコンスタントに出されるようになってきており、現在までに筆者が確認しているのは一六件である。その各事案について以下で検討することにする。

1 日本マクドナルド

(1) 訴訟の状況

本件は、マクドナルドのジュースで咽喉に受傷した事案であり、名古屋地裁平成一一年六月三〇日判決によってわが国における製造物責任法に基づく原告勝訴判決の第一号が出されたものである（判時一六八二号一〇六頁）。なお、本件は控訴後和解で解決している（平成一二年五月一〇日）。

(2) 事案の内容

原告は職場の近くのマクドナルドでハンバーガー、フライドポテト、オレンジジュースを購入し、職場に帰ってこの順で飲食したが、ジュースを飲んだ後に吐血し診療所で診察を受けた後国立病院に搬送された。原告によればジュースを飲んだ直後にガラスのような破片がのどに突き刺さるような感じがし嘔吐したとのことであった。国立病院においては咽頭の粘膜の下に出血が認められたが、胃の検査によって異物は発見されなかった。なお、証拠品の飲みかけのジュースは病院の手違いで廃棄されてしまっていた。原告は製造物責任法、債務不履行、不法行為に基づいて提訴している。

(3) 判決

原告が、ジュースを飲んだ直後に受傷していること、販売から飲食までに異物が混入する機会がないこと、原告は歯

の治療をしておらず口腔内に異物が存在した可能性がないこと、被告のジュース製造工程において異物が混入する可能性が否定できないことから、ジュースに異物が混入していたことを認定し通常有すべき安全性を欠くとするともに、受傷との因果関係を認定した⁹⁾。一方で、異物の正体が不明であることはこの認定に影響を及ぼさないとした。

原告の請求額四〇万円に対して本判決での認容額は慰謝料五万円と弁護士費用五万円の計一〇万円であるが、控訴後名古屋高裁において決着した和解によれば、「控訴人の法的責任がないとの主張を理解かつ尊重し、今後は控訴人に法的責任がある旨の主張をしない」との条項を認める代わりに解決金が三〇万円にアップしている¹⁰⁾。

(4) 論評

本判決の特徴が事実認定の手法にあることはすでに指摘されている¹¹⁾。上述(3)で述べたようないわゆる間接的な要素を積み重ねることによってジュースに異物が混入していたことを認定し、また飲み残しのジュースが病院によって捨てられていること、異物が原告の嘔吐によって吐き出されている可能性もあることからこれ以上の異物の特定を原告に求めるのは酷であるとしており、原告の立証責任を軽減した点は高く評価できる¹²⁾。

2 輸入瓶詰オリーブ食中毒

(1) 訴訟の状況

本件は、輸入オリーブで食中毒を起こしたという事案であり、日本マクドナルド判決と同様に食品に関するものである。東京地裁平成一三年二月二八日判決は、輸入食品に関する輸入業者の製造物責任を認めて、各原告の被害の程度に応じた損害賠償額を認容した（判タ一〇六八号一八一頁）。本件は、一審判決で確定している。

(2) 事案の内容

レストランで提供されたイタリア産輸入瓶詰オリーブを食した客が食中毒を起こした事案であり、オリーブからは食中毒の原因となったと思われるB型ボツリヌス菌が検出された。レストラン経営者はこのオリーブを自ら試食しており、通常は七時半から一時ごろまでは蓋をしてカウンターに置きそれ以外の時間は冷蔵庫に保管していた。本件訴訟の形態は複雑であり、第一事件では被害者がレストラン経営者と輸入業者を債務不履行、製造物責任法で、第二事件では他の被害者とレストラン経営者が輸入業者を製造物責任法で、第三事件ではレストラン経営会社と営業損害及び信用損害の賠償を求めて輸入業者を製造物責任法で訴えている。本件における争点はB型ボツリヌス菌が本件瓶の開封前から存在していたのか開封後に混入したのかの点となっている。

(3) 判決

判決は、わが国においてB型ボツリヌス菌がほとんど検出されていないこと、スプーンなどの他の検体からボツリヌス菌が検出されていないこと、酸素があるとボツリヌス菌は増殖できないかあるいはかえって死滅することから考えると、ボツリヌス菌は瓶の開封前から存在していたと推認されると判断した。東京都衛生局の「開封後に毒素が混入した可能性はほぼ一〇〇%ない」との見解も影響している。輸入業者はメーカーの殺菌方法を説明したが、これで完全に死滅させることができたかどうかは不明であるとした。更に他の同一製品からボツリヌス菌が検出されていないことから、本件オリーブにボツリヌス菌が存在していなかったとは推認できないとした。このようにして輸入業者の製造物責任を認定するとともに、一方で、レストラン経営者の注意義務違反は否定した。

なお、レストラン経営会社の営業損害と信用損害についても約一七一九万円の請求に対して合わせて三五〇万円を認容したが、信用損害については事件が報道された後一年が最も大きく「その後、時の経過とともに徐々に減少し、右マスコミによる報道から丸一年が経過した平成一一年八月一九日には完全に消滅したもの」と推認したのが注目される。

(4) 論評

本件でも事実認定が最も重要な争点となっているが、ボツリヌス菌の特性などから考えて妥当な判断と思われる。後述のイシガキダイの事案では「加工」の有無が大きな争点となるが、ここではレストランにおいては加工がなされていないのは明らかであり、レストラン側としては注意義務を尽くしたことを立証することによって債務不履行義務を逃れることとなっている。

3 食品容器裁断機

(1) 訴訟の状況

本件は食品容器裁断の機械による死亡事故であり、浦和地裁熊谷支部による平成一二年六月二九日判決は、雇用主の不法行為責任は認めたと製造業者の製造物責任を認めなかった。その控訴審として東京高裁平成一三年四月一二日判決は、原判決を変更し雇用主の責任とともに製造業者の製造物責任も認めて、五七一二万円の請求に対し約二四〇八万円の損害賠償を認容した（判タ一七七三号四五頁）。本件はその後最高裁への上告受理申立てがなされたが最高裁の平成一四年六月二八日決定によってこれが認められず、控訴審判決が確定した。

(2) 事案の内容

プラスチック製食品容器（フードパック）を裁断して搬送する本件油圧裁断機は、裁断した容器を自動的に横のリフト上に運び、製品が一定数量になるとリフトが下降してベルトコンベアが動き出し製品を搬送し、その後リフトが再び上昇して元の位置で停止するという仕組みであった。ところが容器が軽量であるためしばしばリフト上で荷崩れを起すために、崩れた製品を除去する必要があった。本来はリフトが最上部で停止した時点で天井とのわずかな隙間から取

り除くか、手動モードでリフトを下降させ又は非常停止ボタンで機械を停止させて取り除くこととされていた。しかし被害者はこれらの方法ではなく、機械を停止させず、リフトが下降して来た際に製品を取り除こうとしたところ上昇してきたリフトと天井の間に頭部をはさまれて死亡したものである。

原判決は、上述のような除去方法があるのに作動中のリフトに身体を入れるという危険な方法までは予見できず、本件裁断機は通常有すべき安全性を欠いているとは認められないとして製造業者責任を否定する一方で、雇用主については十分な安全教育を施す義務を怠った過失があるとして責任を認めた。なお、被害者にも重大な過失ありとして七割の過失相殺をした。

(3) 判決

リフトが最上部で停止した時点で荷崩れ品を除去するというのは実際には不可能であるし、また機械を停止する方法は作業効率から言えば看過できないものであったと考えられ、これらの方法は結局のところ適切なものではなかったと認定した。また、リフト部分に手足や身体を入れるのが容易な構造となっていることも考え合わせると、作業者が作動中のリフトに手や身体を入れて荷崩れ品を除去しようとすることは十分に予見できることであるとした。更に判決は、機械を停止せず安全に荷崩れ品を除去するようなシステムにすることは十分可能であったとして、本件機械は通常有すべき安全性を欠くものと認定し製造業者の製造物責任を認めた。

雇用主の責任は原判決と同様に認めて、製造業者と連帯して賠償責任を負うとしたが、被害者の過失割合は五割と認定した。

(4) 論評

本件のように「客観的に見れば危険な行為ではあっても」現実の作業の場においては通常行われているかあるいは少なくとも行われてもおかしくないような行為は多々あると考えられ、それを実体に即して丁寧⁽¹³⁾に分析した上で予見しう

る行為とした本判決には意義があるものと考ええる。米国においては工作機械による事故を製造物責任ととらえてメーカー責任を追求するのは一般的ではあるが、日本ではそれほど見られず本判決が一つの指標となるであろう。

なお、前二件がいずれも食品でありいわば製造欠陥に分類されるものであったので、本件が製造物責任法のもとで初めて設計欠陥を認めたものといえよう。

4 フロントサイドマスク

(1) 訴訟の状況

本件は自動車のガラスを覆う用具で眼を負傷した事案であり、仙台地裁平成一三年四月二六日判決によって、約四〇八四万円の請求に対して約二八五万円の損害賠償が認容された（判時一七五四号一三八頁）。なお、本件は控訴後平成一五年七月に和解している。

(2) 事案の内容

原告は、自動車のフロントガラス、サイドガラス及びサイドミラーを覆い、冬は凍結防止カバーとして、夏は日よけとして使用するためのフロント・サイドマスクを購入した。本品はフロントガラス一面に広げ、左右のドアミラーに袋をかぶせ、附属のゴムひもに接続された金属性フック四個をドア下のエッジに掛けて固定して使用するものである。原告は、本品取り付けに際して最後のフックを手探りで掛け、その装着を確認するためにしゃがんでゴムひもに触ったところ、フックが外れて跳ね上がり左目に突き刺さって角膜裂傷等の傷害を負った。なお、本品に対する苦情は他にはなく、メーカーはこの事故の後でフックの材料をプラスチックに変更している。

(3) 判決

判決は、国民生活センターによる本品のテストによれば本品は使いにくいこと⁽¹⁴⁾、本品の危険性や暗いところで使用しないようななどの説明がなかったこと、メーカーが事故後にフックをプラスチック製に変えたこと、フックが外れた場合にとどの程度跳ね上がるか等についての試験は行われていなかったこと、装着者がかみこんで使用したり一度で装着できずに放してしまう事態が予想されること、その場合にはゴムひもの張力によつてフックが跳ね上がることが予想されることなどを認定した上で、本フックは設計上の問題として通常有すべき安全性を欠き欠陥を有すると認定した。また、原告が通常の予測の範囲を超えた行動に出たものとは認められないとして過失相殺も認めなかった。

(4) 論評

本件では同種の製品として吸盤タイプの製品があるが装着しにくく外れやすいためあまり売れていないようである⁽¹⁵⁾とすれば本品には有用性があるわけであるが、この事故を見てみると確かに危険であり、消費者の誤使用で片付けられる問題ではないであろう。材質をプラスチックにして十分な注意書きを付する余地があるのであるから、この判決はメーカーにとってはやむを得ないと言えよう。なお、本件では二八〇〇万円を超えるかなりの額の賠償が認められているのも特徴である。

5 建築用竹材

(1) 訴訟の状況

本件は建築用の竹材に害虫が発生して建物を侵食したという事案で、防虫剤を散布した竹材が製造物とみなされるかどうか争点となったものであり、長崎地裁平成一四年五月二九日判決で一九一二万円の損害賠償が認容された⁽¹⁷⁾。本件

はその後控訴されている。

(2) 事案の内容

原告は自宅の新築工事に際して、建築材料を自ら調達しそれぞれの工事専門業者に発注する方式をとったが、建物の壁は土壁とした。土壁とは中に竹組をして（この竹を「コマイ竹」という）その上から土を塗りこんで作る壁をいう。原告はこの竹材を丸竹のまま竹材販売業者である被告から購入して竹組の材料として使用した。竹材は平成九年三月に購入され建物は六月に完成し原告が居住してきたが、平成一〇年五月頃から害虫が大量発生して建物の壁、床、階段などを侵食する異常事態となった。

調査によれば、この害虫は竹材の害虫として有名なものであり、またこの加害は竹材中の澱粉含有量と深い関係があつて、澱粉含有量が少ない夏から初冬にかけて伐採したものは被害が少ないことが判明した。また、被告は竹材伐採業者ではなく伐採業者から竹材を購入して転売する業者であるため本件竹材が伐採された時期については明確でなく、被告への納入業者を調査したところ、安全な時期のものとならないものとが含まれていた。被告は、自らの事務所に於いて本件竹材を丸竹のまま保管し、防虫剤をじょうろで散布して防虫加工をしていた。また、被告は、本件では丸竹で販売しているが、完全な防虫対策を行うためには竹材を割った段階で措置を行う必要があり、丸竹の段階で防虫措置が講じられていないのが欠陥となるものではないとの主張を行っていた。

原告の請求は主位的に製造物責任法に基づき、予備的に債務不履行に基づきなされている。

(3) 判決

製造物責任法上の本件の最大の争点は、伐採した丸竹に防虫剤を散布しただけのものが「加工」された「製造物」にあたるかどうかであるが、判決は「薬剤による防虫対策は、竹材に手を加えてその本質を保持しつつこれに新しい属性又は価値を付加するものといえ、加工にあたる」と判断した。

判決は、欠陥の有無を判断するにあたってまず伐採時期については不明とした。更に、防虫対策の方法としては、他の業者の丁寧な防虫加工の方法を引用するとともに、被告と竹材を組む専門業者との取引慣行にも触れて、「建築現場で竹材に防虫対策を講じる余裕もなく、また、実際にも行われていない」とした上で、本件措置が通常竹材販売業者に要求される防虫対策としては不十分とし、竹材に当然備えられているべき安全性を欠いており欠陥があると判断した。また、加害の時期について、「納入以後に本件竹材が本件害虫に加害されたという可能性は低い」とし「被告本社事務所敷地内に置かれている段階で本件害虫に加害されたと考えるのが合理的」としている。

(4) 論評

「加工」について争われたのは後述のイシガキダイ事件と同様であるが、ここでは「加工・未加工の判断は、個々の農林水産物について加えられた人為的な操作・処理の有無、内容等の事情を元に考慮する」として、上述の判断を導き出しており正しい解釈と考える。一方、判決は、被告の主張に答える形で上述のような加害の時期についての議論を展開しているが、これについては、たとえ加害の時期が納入後であったとしても、納入の時点で竹材の防虫加工が不十分で害虫の被害を防ぎきれないような状況であったことをもって、引渡し時点で欠陥が存在すると認定することができると思われる。また、判決は被告の表示・警告義務についてはあまり触れていないが、もし仮に防虫加工をしない取引も十分にありうるとすれば本件で防虫加工についての表示・警告がなされていないことが欠陥ととらえられることとなる。なお、本件では、原告の請求額が満額認められている。

6 自動車燃料添加剤

本件は、自動車用燃料添加剤を使用したところ、エンジン不調などの故障が生じ、エンジン・燃料タンクの交換が必

要となったという事案である。甲府地裁平成一四年九月一七日の判決で二〇万円の請求額がそのまま認容されており、⁽¹⁸⁾ 控訴されているが、これ以上の情報が入手できていない。

7 磁気活水器

(1) 訴訟の状況

本件は、磁気活水器によって養殖池のヒラメが全滅したという事案であり、徳島地裁平成一四年一〇月二十九日の判決で約八二五万円の請求に対して六七〇万円の損害賠償が認容された。⁽¹⁹⁾ 本件は控訴されている。

(2) 事案の内容

被告の製造した磁気活水器は、磁場に水道水を通過させることによって、水の物性を変化させて活性化した磁気水を造る装置であり、使用実験のために原告に無償貸与されていた。原告がこの磁気活水器をヒラメ養殖池の生簀に取り付けたところ一ヶ月くらいでヒラメが全滅したため、製造物責任法と不法行為に基づいて提訴した。

(3) 判決

判決は、他の生簀の養殖ヒラメには全く被害がないこと、時期は夏ながら特に猛暑ではなかったこと、ヒラメの死に方の特徴などから判断して、磁気活水器とヒラメの死との間の因果関係を認定した。また、本件では磁気活水器が海水で使用されているが、海水による使用は魚類に影響を与え、特に養殖ヒラメには害を及ぼすと推認されることから設計上の欠陥を認定した。被告は磁気活水器は海水で使用されることを前提としておらずそれを原告も知っていると主張したが、被告自体淡水魚の養殖での良好な結果を見て海水魚にもその対象を広げようとしていたと判示した。安全性の厳格なテストも行わず、海水使用のときの生体への悪影響の恐れを看過して、注意、警告をしていなかったことから警告

上の欠陥も認定した。

(4) 論評

海水への使用を原告と被告がどう認識していたかが最大の論点であるが、被告が本件磁気活水器を積極的に売り込んでいることなどからしても、被告が知らなかったという抗弁は通らない。

8 三菱デリカエンジン欠陥

(1) 訴訟の状況

本件は、自動車の欠陥に関して製造業者と販売業者の両方を製造物責任法で訴えた事案であり、札幌地裁平成一四年一月二二日判決において、製造業者の責任のみを認めて約一五五四万円の請求に対して二二八万円の損害賠償を認容したものである（判時一八二四号九〇頁）。本件は控訴された後に和解している（平成一五年三月一七日）。

(2) 事案の内容

三菱デリカ・スペースギアを運転して追越をかけたところ、アクセルレバーが全開し方向性を失いながら減速し対向してきた大型車両と衝突した。原因は噴射ポンプのワックスレバー部分が追いつきの際に破断して、燃焼室への燃料噴射量を制御するアクセルレバーがほぼ全開となりエンジンが高回転になったことである。この欠陥の事実は被告製造業者による検査を経て提訴前に原告との間で確認されていた⁽²⁰⁾。

(3) 判決

本件では提訴前に欠陥はすでに前提事実となっていたため、製造業者の責任は問題なく認められた。争点は製造物責任法上の販売業者の責任であり、判決は「原告らが主張する諸事情⁽²¹⁾を勘案しても」本件販売業者が実質的な製造者に該

当するとはいえないと判示した。

また、被告主張の過失相殺は否定された。なお、本件では幸いにも人身傷害がなく、認定された損害は車両代金を中心としたものであるが、慰謝料が認められていないために原告から控訴がなされた。

(4) 論評

自動車の製造物責任訴訟においては、自動車の欠陥及び事故との因果関係の立証が困難なために運転ミスとされる事例が多いが、本件は欠陥が明確であつたために製造業者も認めざるを得なかつたのであろう。⁽²²⁾ それなのにあえて販売業者の責任を追及する必要があつたのか、仮にそうだとしても何故認められる見込みのない製造物責任法を使つたのか疑問である。

9 イシガキダイ食中毒

(1) 訴訟の状況

本件は、割烹料亭で出されたイシガキダイによる食中毒事件に関して出された東京地裁平成一四年一二月一三日判決であり、本件の調理を「加工」と認めて料理による食中毒に製造物責任法を適用したことで話題をよんだ事案である（判時一八〇五号一四頁、判タ一〇三三号五四頁）。本件では被害の程度に応じて各原告ごとに損害賠償額が認容されている。なお、本件は控訴されている。

(2) 事案の概要

割烹料亭においてイシガキダイの刺身を冷水で締めた料理であるアライやその兜等の塩焼きにした料理を食べたところシガテラ毒素を原因とする食中毒にかつたため、製造物責任法と瑕疵担保で料亭を訴えたものである。被告は、

「加工」の概念を、「製造業者がもともと存した危険を回避し、あるいは発見、除去できる程度に関与したことが必要である」と主張し、また、製造物責任の対象としては「消費者と比して圧倒的な力関係を有する工業的製造者を予定しており」と主張し、更に、「本件食中毒の発生当時における科学技術の最高水準の知見をもってしても、千葉県勝浦市近辺において水揚げされた本件イシガキダイがシガテラ毒素を有していることを発見、認識することは不可能であった」と主張している。

(3) 判決

判決は、まず食品の加工について「原材料に加熱、味付けなどを行ってこれに新しい属性ないし価値を付加したといえるほどに人の手が加えられていれば、法にいう「加工」に該当する」として本件イシガキダイの調理を加工と認め、本件料理を製造物に該当するとした。その上で、「食品は、その性質上、無条件的な安全性が求められる製品であり、およそ食品に食中毒の原因となる毒素が含まれていれば、当該食品は通常有すべき安全性を欠いているものというべき」として本件料理を製造物の欠陥にあたると認定した。更に、「加工」の概念に製造業者が危険を回避、発見、除去できる程度に関与したことが必要であるとすれば、製造業者の行った加工の過程を明らかにすることとなり、結局は製造業者の過失を立証することとなってしまったとして被告の主張を退けた。

個人で飲食店を経営する調理師が義務を尽くしても発見、除去できなかった稀有な食中毒事例にまで責任を負わせるのは不合理であるとの被告の主張に対しては、製造物責任の主体となりうるかは製造、加工、輸入を業として反復継続しているかどうかで判断され、事業態様や経営規模で判断しているのではないとした。また、製造物責任保険によって「危険を分散、回避するための措置を予め講じておくことが可能である」ことも指摘している。

もう一つの開発危険の抗弁については、政策的配慮を背景とするこの制度についてはそもそも適用範囲を限定すべきとし、ここでいう知見とは「客観的に社会に存在する知識の総体を指すものであって」引渡し時に「入手可能な世界最

高水準の科学技術の水準がその判断基準とされる」とした上で、「毒化したイシガキダイが千葉県勝浦市近辺の海域で漁獲されることも予測できないことではない」として被告の主張を退けた。

(4) 論評

本判決は、料理と食品における「加工」の概念及び開発危険の抗弁について重要な判示をしているが、その他にも過失責任主義を修正した製造物責任法の法理を危険責任、報償責任、信賴責任という三つの法理から説明している。⁽²³⁾ 本件に対する論評は多いが、⁽²⁴⁾ 加工や開発危険の論点については概ね異論はないようである。ただ、イシガキダイがシガテラ毒素を含んでいるかどうかを判定する方法がないこと、また本件調理を加工と解することは問題ないとしても本件食中毒が調理によって発生したとは考えられないことを考え合わせると、このような稀有な食中毒を防ぐ方法は、イシガキダイは料理として提供しないしまた食べないとするしかないようである。そうするなら食品に無条件で絶対的な安全性を求める本判決は一般論としては正しいとしても、本件に関してはこれでいいのかが問題となりうる。しかし一方で、本件は究極の問題としては、稀有で誰も防ぎようのない食中毒に対して責任を負うのは料理の提供者なのか消費者なのかというところに行きつく。これが二者択一の問題となるのであれば、判決の示す製造物責任の三法理のうち少なくとも報償責任と信賴責任の見地から料理の提供者が責任を負うのが適當であると言えよう。

10 人工呼吸器換気不全乳児死亡（第一訴訟）

(1) 訴訟の状況

本件は、医療器具に関する初めての製造物責任法判決であるとともに、別々の製造業者の製造にかかる二つの器具接続の不具合の問題でもあり、また医療過誤との競合のケースでもあり非常に注目される事案である。東京地裁平成一五

年三月二〇日判決によって、約八二〇二万円の請求に対して約五〇六三万円の損害賠償を認容している（判時一八四六号六二頁、判タ一一三三号九七頁）。本件は控訴後に和解が行われている（平成一六年四月二日⁽²⁵⁾）。なお、本件と同一病院で同一の二つの器具接続の不具合による事案がもう一件あり（第二訴訟）、こちらは本事案の和解を受けて判決前に和解で解決している⁽²⁶⁾。

(2) 事案の内容

都立豊島病院において、医師が生後三ヶ月の乳児の気管切開手術後に、アコマ社製造のジャクソンリース回路（新鮮ガス供給パイプ）とタイコ社輸入の気管切開チューブを接続した呼吸回路による用事人工呼吸を行おうとしたところ、回路が閉塞して換気不全に陥り乳児が死亡した。原告はアコマ社とタイコ社を製造物責任法と不法行為で、病院を不法行為と債務不履行で訴えた。アコマ社は、本件チューブが後発であり対策を講じる義務があること、ジャクソンリースの梱包箱に接続不具合の警告書を貼付していたことを主張した。また、タイコ社は、本件チューブの汎用性が高くジャクソンリースのような特殊な形状を持つ製品との接続は想定されていなかったことを主張した。病院側は、接続不具合の点検方法はないし専門書にも記載はなく、事故発生前に類似の事故については企業からも厚生省からも報告されていなかったと主張した。

なお、平成九年に愛媛県で本件ジャクソンリースとタイコ社販売の人工鼻の閉塞による換気不全事故が二件発生しており、学会と医学雑誌で報告と警告がなされていた。これを受けてアコマ社は上述の通り梱包箱に人工鼻等との接続不具合の警告書を貼付していた。更にそれより前の平成四年にすでに、タイコ社の製品とジャクソンリースとの接続の危険を指摘する記事が麻酔科医によって発表されていた⁽²⁷⁾。

(3) 判決

ジャクソンリース及び気管切開チューブともに設計上の欠陥は認めなかったが、他社製の器具との接続箇所にも閉塞を

起こす危険があることについての指示・警告上の欠陥があったことを認めた。ジャクソンリースの警告書については、他社製人工鼻という概括的記載のみで気管切開チューブが含まれているかどうか判然とせず、換気不全のメカニズムの記載もないとした。なお、タイコ社は開発危険の抗弁を主張したが、平成四年及び九年の事例その他はいずれもジャクソンリースとタイコ社の呼吸補助用具の接続の問題であり、これを受けて具体的警告を発することは不可能でなかったとしてこれを退けた。

一方で、医師の責任については、医師は器具を組み合わせて使用する場合には、各器具の基本的部分を理解して接続状態で安全に機能するかを事前に点検すべき注意義務を負うとしてそれを怠った過失があることを認めた。また、規格に合致していることや厚生省の承認があるからといって事故発生の見込みがなくなるとはいえないし、専門書に点検方法の記載がないからといって結果回避の可能性がなかったとはいえないと結論づけた。

(4) 論評

本件は二種類の医療器具の接続不良という特異な事例であり、それぞれの器具には設計欠陥がなく接続についての指示・警告違反を認定したのは納得できるところである。また、医師の過失も大きな争点であったが、これだけ多くの接続不具合の報告がなされている中では責任を免れるのは困難であると考えられる。⁽²⁸⁾

11 イタリア製オープン

本件は、イタリア製オープンレンジのコンロのつまみの温度が日本工業規格の基準を超えて過熱し、着火後三〇分で五三度、消火後一五分で八〇度に達しており、やけどの危険があったとして輸入業者の製造物責任法上の責任を主張する訴えである。大阪地裁平成一五年四月一六日の判決では、つまみは調理の際に人体が触れる部分でありやけどの可能

性があるため、製品は安全性を欠き欠陥があると認定した。八八〇万円の請求額に対して、オープン取り換え費用など一一〇万円の支払いが命じられているが慰謝料は認めていない。なお、本件についてはこれ以上の情報は入手していない。⁽²⁹⁾

12 ベンツ走行中発火

(1) 訴訟の状況

本件は、輸入自動車が高速道路走行中に白煙が出て発火全焼した事案であり、東京地裁平成一五年五月二八日判決で、輸入業者の製造物責任法上の責任と販売業者の点検修理の不具合についての債務不履行責任を認めて、約一億一三二七万円の請求に対して約一三二七万円の損害賠償を認容したものである（判時一八三五号九四頁）。本件は原告勝訴判決ながら、損害賠償の内容をめぐって被告側でなく原告側から控訴されたが、東京高裁で控訴棄却となり、一審判決が確定した。

(2) 事案の内容

原告が高速道路を走行中、エンジンルームから白煙が吹き出したので近くに停止して消火活動を行ったが自動車は全焼した。本自動車はリコールの対象となっており、それに従って販売業者が数回にわたって修理を行っている。消防署の起火原因判定書によれば、エンジンルーム内で漏れたオイルが排気管の触媒装置の熱によって発火したものとなっている。原告は欠陥について製造物責任法により輸入業者を、点検・修理等の不具合について債務不履行及び不法行為によって販売業者を訴えた（なお、本自動車の買主は団体であるが、理事である本件運転者が専用使用者となっている⁽³⁰⁾）。原告は医師によって心的外傷後ストレス障害（PTSD⁽³¹⁾）と診断されており、懲罰的損害賠償の請求の観点も含めて一

億円の慰謝料を請求している。なお、本件では輸入業者は自動車の欠陥は否定しつつも、相当因果関係の範囲にある損害賠償義務については争わない旨の主張をした。⁽³²⁾

(3) 判決

上述主張により輸入業者の損害賠償責任は争点とならず認められ、また、消防の判定書による出火原因についてもそのまま認められた。販売業者はそのリコールによる点検・修理等の不具合から生じた損害について債務不履行責任を負うとした。原告の事故直後の行動、事故後の生活からしてPTSDへの罹患は認めなかった。⁽³³⁾ 自動車の事故時の価格を損害額としたほか、慰謝料として五〇万円を認めたが、後遺障害としての慰謝料及び懲罰的損害賠償は認めなかった。なお、原告はPTSDの問題と懲罰的損害賠償の問題を争点として控訴したが、控訴審においてはいずれも認められず、後者については損害賠償制度が「加害者に対する制裁や、将来における同様の行為の抑止、すなわち一般予防を目的とするものではない」と判示された。⁽³⁴⁾

(4) 論評

本件も上述8と同様に自動車案件にしては珍しく事故原因が特定しやすいものであったため欠陥自体はさほど問題とならなかった。本件では消防署の判定した出火原因であるオイル漏れがリコールによる点検・修理の対象となっていることもあり販売業者の責任が認められたのも当然である。⁽³⁵⁾ PTSDに対する判断は評価が分かれるところかもしれないが、懲罰的損害賠償については現行の法体系のもとでこれを勝ち取るのはやはり難しいであろう。⁽³⁶⁾

13 カーオーディオ部品

(1) 訴訟の状況

本件は、ケンウッド製のカーオーディオの欠陥がその部品によるものとしてケンウッドと部品製造業者である松下電工との間で争われた訴訟である。東京地裁平成一五年七月三十一日判決は、松下電工の製造物責任法上の責任を認めて約五七二九万円の請求に対して約五七〇五万円の損害賠償を認容した（判時一八四二号八四頁）。本件は控訴されている。

(2) 事案の内容

ケンウッド製カーオーディオのミニディスク（MD）でMDを入れないのに短絡して電源が入ったり消えたりする不具合が発生し、これによってバッテリーが上がるなどの事故が多発してケンウッドはその対策を余儀なくされた。調査によって原因が部品製造業者である松下電工の供給した超薄型の検知用押釦スイッチ（FTスイッチ）にあることが判明したため、ケンウッドは製造物責任法と不法行為に基づいて松下電工を提訴した。

本件の論点の一つである原告の使用が仕様書に書かれた範囲内であったかどうかの点について、原告は使用保証範囲に書かれている温度と湿度についてそれぞれをそのまま読んで最大値の複合状態も含まれるとして、保証範囲内で短絡するものであるから通常有すべき安全性を有しないと主張した。一方、被告は使用周囲温度が予定している湿度は常湿であり使用周囲湿度が予定しているのは常湿であり、つまり使用範囲温度と使用範囲湿度の記載の範囲内でそれぞれ独立して保証しているわけであって⁽³⁷⁾複合状態で使用することは保証範囲を超えていると主張した。

また、もう一つの論点である本件FTスイッチが高温高湿の車載用として使用されたこと及び本件FTスイッチが汎用品であることに關しては、原告は、汎用品であつても車載機器を除外しておらず、また被告はカーオーディオ部品として使用されることを当然に認識していたと主張した。これに対して、被告は、本件スイッチは汎用品であり、また車

載用電子機器には独自の耐久性試験方法が規格化されていることもあり、本件スイッチが車載されることは想定していなかったと主張した。

そのほか、本件短絡事故は銀メッキが溶け出したことに起因するものであり（銀マイグレーション現象）、事故後被告が提供した金メッキの改良型については不具合は生じていない。

(3) 判決

上述の第一の論点については原告の主張を認め、「本件FTスイッチは、電子機器の検知用スイッチとして通常予想される使用態様で使用されたものと推認できる」と判断した。⁽³⁸⁾ また第二の論点に対しても、本件スイッチは汎用品であり車載電子機器に利用できないとは考えずむしろ利用できると考える方が自然であり、本件FTスイッチについては車載用の製品が特別にあるわけではなく、被告は本件スイッチが車載電子機器に利用されることを予定していたと認定した。また、判決は、事故後に原告から説明を受けたときに、被告が、原告説明の回路電流、電圧と温度、湿度で使用条件については問題ないことを確認していることを重視している。⁽³⁹⁾ これらによって、本件FTスイッチには設計上の欠陥のために通常有すべき安全性を有していないと結論づけた。

判決は損害額についても原告の要求をほぼ認めている。該当する自動車の不具合としてはバッテリー修理、MD装置の修理、イルミネーションが消えないことの修理であり、損害としては、事故原因調査費、出荷前完成品及び工程流動品の手直し費用、市場流動製品の回収手直し費用、サービス対応費などを認めた。被告による過失相殺の主張も退けている。

(4) 論評

本件は企業対企業の事案であるが、部品製造業者の責任をどこまで認めるかという意味において注目すべき判決である。考察してみたい点がいくつかあるが、まず、判決は本件を車載用に使えないように警告しなかった指示・警告上

の欠陥でなく設計上の欠陥としている。この根拠は、本件不具合が高温高湿の夏季のみならず年間を通してまた北日本においても発生していること、及び銀メッキを金メッキに変更することを中心とした被告の対策によつて本件短絡事故が発生しなくなったことにあると考えられる。ただ、本件訴訟において判決が最も力を入れた上述の二つの論点はいずれも本件スイッチの車載の可否に係するものである。一方で、本件FTスイッチは汎用品として車載用以外に多くの用途があるはずであり、それらの用途において不具合が発生したという指摘がないのに設計上の欠陥を認定するのは不適切と考えられる。⁴⁰⁾

一方、本件スイッチの車載の可否の論点については、本事案が商業取引を行う当事者同士の事案であることを考えれば、実際の取引上の慣行が大きなウェイトを占めてくる。考慮されるべきは仕様書又は取扱説明書の記載、原告が車載用を使用することを被告が知っていたかどうか、そもそも車載用に使われるスイッチは特別の製品があるのか汎用品を使用するのが通常なのか、汎用品として販売されているこのスイッチは車載用に使われている実績があるのか、被告がもしその実績の有無や実情を知らないとすればこの業界においては部品製造業者がそれを知らないことが通常であるのか等である。判決はこのうち前三点は論じているが、後二点については考察がない。もう少し取引慣行に深入りして論じてもらいたかった気がする。

部品製造業者が取引する製品の単価は少額であるが、品質問題や製造物責任問題が発生する危険を抱えていることは完成品製造業者と同様である。特に汎用品の場合には用途の限定を行うことは必ずしも簡単ではない。⁴¹⁾ 本件において、原告が本FTスイッチを車載用に使ったことに全く落ち度がなかったのかどうかは疑問である。少なくとも過失相殺を認めてもおかしくない事例であったと考えられる。⁴²⁾

14 カテーテル破裂

(1) 訴訟の状況

本件は、10の事案と同様、医療器具の製造物責任法上の欠陥と医療過誤との競合のケースであるが、東京地裁平成一五年九月一九日判決は10の事案と異なり医療器具の欠陥のみを認め医師の過失は認めなかった。⁴³⁾一億五八三四万円の請求に対して認容された損害賠償額は約一億一七〇〇万円である（判時一八四三号一一八頁）。本件は控訴されている。

(2) 事案の内容

脳動静脈奇形の患者に対してこの奇形を縮小させる脳血管内手術をしていた際に、超極細のカテーテルを通して患部に塞栓物質を注入する途中でカテーテルが破裂し、塞栓物質が脳内に流入したことによって脳梗塞が発生し重篤な後遺障害が残った。原告はカテーテルの輸入業者を製造物責任法で、病院を医師の過失と使用者責任で訴えた。原告は、カテーテルについて、柔軟性の不足か捻転加圧に対する強度の不足か穴があいていたこと等により、指定加圧以下で破裂するものであったことを主張するとともに、医師がカテーテル破裂等の原因となる異常屈曲の発生を監視する義務を怠ったことを主張した。病院側は、異常屈曲についても過剰加圧についてもこれを否定した。一方、被告会社は医師が指定加圧を超過する過剰圧力を加えたためと主張し、更に事故直後病院関係者が過失を認めていたことを主張した。

(3) 判決

判決は、まず医師の過失について分析する中で、カテーテルの異常屈曲があったとは認めがたく、また医師がカテーテルに過剰な圧力をかけた事実も認められないとした。また、病院側の事故後の説明も製造業者作成の調査分析結果を家族に説明しただけで自らの過失を認めたものとは言えないとし、更に医師の過失を示す上述調査分析結果や被告会社の保険会社の子会社作成の意見書の内容も信頼できないとした上で、医師の過失を否定した。一方で、米国の製造業者

が本製品の安全性試験で虚偽のデータを提出していたためもあって製品回収の連絡がなされていたこと、及び米国の食品医薬安全局（FDA）に本製品の使用にかかる事故例が報告されていることを指摘した。また、本製品が屈曲の激しい部位に使用できるとの説明がなされていること等を認定し、医師が異常な加圧を行っていたとの証拠がないとした上で、本製品が「術者が経験上体得した通常予想される使用形態を越えて、あえて過剰な加圧でもしない限り、破損しないような強度を備えていなかったと推認」し、通常有すべき安全性を欠いており欠陥であると判断した。

(4) 論評

本件の医師の過失の有無の判断は、医師が異常な加圧を行ったのかどうかという事実関係の判断であり立証が困難な分野である。判決は手術時の状況の総合的な分析、医師の過失を示す報告書の信頼性、当該医師の血管内手術とカテーテルの使用への経験の豊富さ等を考慮して、医師に過失なしという結論を導いている。⁴⁴ FDAに報告されている類似の事案も同様であるが、本件は製品欠陥であるのか医師の過失であるのかの判定が非常に困難な事案であると考えられる。本判決も、具体的断定的に製品の欠陥を認めたというよりも、医師の過失を否定した結果として製品の欠陥の認定にながったような構成となっている。なお、本件で認定された製品の欠陥が設計欠陥であるか製造欠陥であるかは必ずしもはつきりしていない。⁴⁵

15 給食用食器コレール

(1) 訴訟の状況

本件は、国立大学附属小学校において給食用食器として使用された積層強化ガラス製食器（製品名、コレール）を見童が床に落として食器が破損しその破片で右目を負傷した事案で、原告は製造業者を製造物責任法で、国を国家賠償法

で提訴したものである。奈良地裁平成一五年一〇月八日の判決で製造業者の責任のみ認められており、約一四四〇万円の請求に対して損害賠償認容額は約一〇三七万円である（判時一八四〇号四八頁）。本件は控訴されず確定した。なお、本件と同じコレールによる眼の負傷の案件がもう一件あり、こちらは和解で解決している。⁽⁴⁶⁾

(2) 事案の内容

国立大学附属小学校において、児童が給食後に食器（コレール）を返却にいくとき他の児童に接触してこれを床に落としてその破片で右目を負傷し人工レンズを挿入するという後遺症が残った。本件コレールは積層強化ガラス製であり、軽くて割れにくく有毒物質を溶出しないものとされており、病院、学校、福祉施設で広く使用されていた。しかし、割れない反面、一度破壊すると残留応力が解放されて破裂音を持つて爆裂し、鋭利で細かい破片が高速度で高く広範囲に飛散する性質を持っている。原告は、コレールが外見上陶磁器と見間違いやすく粉々に砕け散るとは思ってもよらなかったとして、その設計上、製造上、表示上の欠陥を主張した。原告は、また安全な食器の選定義務、コレールの危険性を教え取り扱いを指導する義務、事故後の救護措置を確立しておく義務を怠ったとして、教職員の過失を主張し（国家賠償法一条一項）、更に営造物の設置管理の瑕疵も主張した（同二条一項）。これに対して、製造業者（実際はコレールの輸入加工を行っている）は児童が当時急いでいたことなどを指摘して児童の不注意を主張し、自動車用ガラスのケースと同様の技術をもって飛散防止を図ることは無理であり、事故対策としては落とすな、割るなということしかない主張した。また、原告は、本件事故よりも三年近くも前に東京都足立区の学校で同様の事故が起こっており、被告会社はこれを隠しており、故意に近い状態が認められるとした。⁽⁴⁷⁾

(3) 判決

判決はまず、原告児童は右眼に角膜裂傷、外傷性白内障の障害を負っているものの眼球内から異物が発見されていないことを認めながらも、食器の破片が右目を直撃して障害を生じさせた因果関係を推認した。次に判決は、「製造物に

その設計上欠陥があるといえるか否かは、単に危険性を有するかどうかではなく、製造物自体の有用性、製造物が有する危険性の性質、その危険の回避可能性及び難易度、その製造物につき安全対策をとることが有用性に与える影響、利用者が危険を予見し回避することが可能であったか等をも総合的に考慮して判断すべきである」との基準を示した上で、本件での教育的見地からの有用性を認めて設計上欠陥を否定し、更に製造上の欠陥も否定した。一方で、製造業者がコレールの丈夫で割れにくい点を強調しながら、「それと表裏一体をなす、割れた場合の具体的態様や危険性の大きさ」を取扱説明書等に十分表示していなかったとして、表示上の欠陥を認めた。

学校側の責任については、安全な食器の選定についての事前調査義務は果たしており、コレールの飛散状況への認識がなかったとしたが、事故後の措置については過失があったとした。しかし、それによつて損害が拡大したとは言えず原告の後遺障害との因果関係を認めなかった。また、営造物の設置又は管理の瑕疵も否定した。なお、原告児童の行為についての過失相殺については、被告の主張も理解できるとしながらも、コレールの表示上の欠陥の内容と対比した場合に過失相殺しなければ公平を失うとは言えないと判断した。

(4) 論評

本件において設計欠陥が認められていないのはやむを得ない面もあるが、判決が述べているいわゆる有用性と危険性との比較において果たして有用性が勝るのかどうか、また本件コレールがよく利用されるのが学校のほかにも病院や福祉施設といった場所であることを考えた場合果たして適切な指示・警告だけで十分といえるのかどうかは疑問の残るところである。なお、本件では事故後に経済産業省の商品テストが行われて一般への警告がなされたほか、文部科学省からコレール以外の食器に切り替えるよう指導する通達が出されたりしているようである。⁽⁴⁸⁾ また、判決が過失相殺を認めなかったのは妥当であるが、その前段階の説明として被告会社の過失相殺の主張も理解できるところはあるとしている。しかし、児童が通常の給食活動の中で誤って食器を落とすという行為に過失相殺を認めるのは酷であろう。

16 輸入漢方薬腎不全（第二訴訟）

(1) 訴訟の状況

本件は、輸入漢方薬KMを服用した結果腎不全に罹患したというもので、名古屋地裁平成一六年四月九日判決で、輸入業者に製造物責任法が適用され、約六〇二四万円の請求に対して約三三三六万円の損害賠償が認められた事案である。⁽⁴⁹⁾ 本件は医薬品に製造物責任法が適用された初めての判決であるが、控訴されている。なお、本件と同じ輸入漢方薬で腎不全に罹患したという先行提訴案件がもう一件あり、こちらは不法行為によって原告勝訴の後に和解となっている。⁽⁵⁰⁾

(2) 事案の内容

原告は平成七年七月から平成九年六月まで、冷え性の治療のために医師の処方によって被告の輸入した漢方薬KMを服用したところ、次第に全身倦怠感や嘔吐が出現し、平成九年一二月には腎障害の指摘を受け、平成一二年について血液透析を受けるに至った。原告は医療品副作用被害救済・研究振興調査機構から医療費・医療手当及び傷害年金の支給決定を受け、すでに傷害年金を受け取っている。KMに関しては平成九年初に三例の腎機能障害の情報があり、被告は同二月に注意喚起の文書を得意先に配布したが、同七月に四例目が発生したため同月に自主回収を決定した。

原告は、通常予想する範囲を遙かに超えた結果が出たこと、副作用の警告がなかったことについて欠陥があると主張した。また、医師により被告作成の能書に従って処方・投与されていたことは通常予見される使用形態であったことを主張し、様々な文献を引いて因果関係を指摘した。一方、被告は原告から中毒原因のアリストロキア酸が検出されていないこと、服用量が少ないこと、中高年女性の腎不全は珍しくなく他の要因も考えられること、アリストロキア酸の蓄積性が否定されていることなどから因果関係を否定した。

(3) 判決

判決は、医薬品の欠陥の判断基準を、「当該医薬品の効能、通常予見される処方によつて使用した場合に生じ得る副作用の内容及び程度、副作用の表示及び警告の有無、他の安全な医薬品による代替性の有無並びに当該医薬品を引き渡した時期における薬学上の水準等の諸般の事情を総合考慮して判断するのが相当である」と示した。そして、KMについて、効能はあり、長時間・継続的に使用することは通常予見できる使用形態であり、少量であっても長期間・継続的に投与すれば強い毒性を有することもあり、副作用として腎障害があることについての表示及び警告はなく、KMと同様の漢方薬で代替性を持つものはあり、薬学的に腎障害の発生は知り得たことであることを認定して、KMが欠陥を有するとした。

また、因果関係については、被告の主張を認めず、腎障害との指摘が服用中止の半年後であったことも問題ないとした。

その他に被告の消滅時効の主張を退け、また、原告がすでに受領している障害年金については原告が被った損害を填補するものであるから損益相殺すべきと判示した。

(4) 論評

本件は、後述の第一訴訟に次ぐ医薬品の製造物責任判決として重要な意義を持っている。しかも、第一訴訟が引渡し時期の関係で製造物責任法の適用ができなかったのに対して、本件では服用がほとんど同法施行後であったために、正面から同法が適用されておりその面からの意義も大きい。本判決では設計上の欠陥か製造上の欠陥か指示・警告上の欠陥についての指摘はなされていないが、設計と指示・警告の両方の欠陥を認めているようである。

四 製造物責任法が主張された事案での原告勝訴判決

今まで製造物責任法を適用して原告勝訴とした判決を検討してきたが、他にも原告が同法の適用を求めたが判決では同法を適用しないで、他の法理によって原告勝訴とされた事案もいくつか見受けられる。製造物責任法を適用しなかった理由は事案ごとに異なろうが、これらはいずれも同法に基づく判決を分析していく上で十分に参考となると思われるので以下に取り上げて分析していくこととする。

1 輸入漢方薬腎不全（第一訴訟）

(1) 訴訟の状況

本件は、輸入漢方薬KMを服用した結果腎不全に罹患したというもので、名古屋地裁平成一四年四月二二日判決で、輸入業者の不法行為責任を根拠として、二名の原告合わせて約八一六〇万円の請求に対して約三三三万円の損害賠償が認められた事案である。⁽⁵¹⁾ 本件は控訴後に名古屋高裁で平成一五年六月二〇日に和解が成立している。なお、本件と同じ輸入漢方薬で腎不全に罹患したという後発提訴案件がもう一件あり、こちらは製造物責任法上の欠陥が認定されて原告勝訴となって確定している。⁽⁵²⁾

(2) 事案の内容

原告は二名であるが、Aは平成五年九月から七年一二月までBは平成四年七月から平成七年九月まで、冷え性、不定愁訴のために医師の処方によって被告の輸入した漢方薬KMを服用したところ、Aは平成八年六月にBは同年五月には慢性腎不全に罹患しており、Aは透析導入待機中でありBはすでに透析療養中である。また、原告は医療品副作用被害

救済・研究振興調査機構から医療費・医療手当及び傷害年金の支給決定を受け、すでに傷害年金を受け取っている。K Mに関しては平成九年初に三例の腎機能障害の情報があり、被告は同二月に注意喚起の文書を得意先に配布したが、七月に四例目が発生したため同月に自主回収を決定した。

原告は主位的請求として製造物責任法上の欠陥を、予備的請求として被告の不法行為責任を主張した。原告は、製造物責任の争点に関して、通常予想する範囲を遙かに超えた結果が出たこと、副作用の警告がなかったことについて欠陥があるとし、薬効がそれほど重要でないこと、代替性があること、腎不全という副作用についての警告表示がなされなければならぬことを主張した。また、医師により被告作成の能書に従って処方・投与されていたことは通常予見される使用形態であつたことについても主張した。一方、被告は投薬の期間と量から見て投与が適正に行われていなかった疑いが強いとし、KM服用中止から半年後に発症していることから因果関係は疑わしいとした。また、原告は、不法行為の争点に関して数々の文献を引いて因果関係を主張し、また被告の警告義務違反を主張した。これに対して被告は、原告指摘の事実からはKMに含まれるアリストロキア酸の腎毒性を予見することができないとして、当時の最高の知見に基づいても能書への警告記載の必要性は考えられなかったと主張した。

(3) 判決

判決は、証拠として出された各種の文献を詳細に検討した上で、アリストロキア酸が腎毒性を有する物質であること、少量長期の投与でも腎機能障害を発生させる可能性のあることを認定したが、各原告の服用期間のうち製造物責任法施行後の部分がAにつき二一%、Bにつき八・五%しかないと⁽⁵³⁾から服用と罹患との因果関係が認められず、製造物責任法による被告の責任は認められないとした。

一方で、判決は、服用中止後に発症していることが因果関係の存在を疑わしめるものではないとした上で、医薬品製造業者は「その時点における最高の知見と技術をもって、医学・薬学その他関連諸科学の分野における文献・情報の収

集及び調査を行い、また、動物実験・臨床実験等を行うべき義務がある」とし、更にその義務は製造・販売の開始後も続くとした。また、アリストロキア酸を継続的服用したときも腎毒性を有する可能性があることも認識が可能であったのであって、これを添付文書などで指示・警告することが可能であったとした。これによつて、被告が予見義務及び結果回避義務を尽くしておらず、安全性を確保すべき義務を怠つたとして、被告の不法行為責任を認めた。なお、原告がすでに受領している障害年金については原告の損害を直接に填補する目的をもつものであるから損益相殺すべきと判示した。

(4) 論評

本件はわが国で初めての医薬品についての製造物責任法訴訟といわれるが、⁽⁵⁴⁾製造物責任法については服用時期と法の施行日を厳密に計算してその適用を否定している。ただ、判決の文脈から見ると形式的に施行日との関係で適用が阻まれたものであって、実質上は同法の精神で判決が下されているといえよう。前掲の類似案件においては服用期間の問題がなく製造物責任法による原告勝訴となっている。通常、医薬品においては因果関係の立証が困難な場合が多いであろうが、本件では平成九年に同様の事例が発生して製品回収となつてゐることが原告に有利に働いてゐる。

2 学校給食O—157食中毒

(1) 訴訟の状況

本件は、大阪府堺市の学校給食でO—157による食中毒が発生し、児童が死亡した件に関して、大阪地裁堺支部平成十一年九月一〇日判決で、国家賠償法に基づく堺市の責任に基づき約七七七〇万円の請求に対して約四五三七万円の損害賠償が認められた有名な事案である（判タ一〇二五号八五頁）。本件は一審判決が確定している。

(2) 事案の内容

平成八年初夏から岡山県を初めとして全国的に腸管出血性大腸菌O-157による食中毒が発生していたが、七月九日に堺市で提供された学校給食を食べた児童がO-157感染症に罹患し敗血症によって死亡した。その両親である原告が堺市を被告として国家賠償法一条、債務不履行責任、製造物責任法、憲法二九条三項の類推適用に基づく責任を根拠として損害賠償請求したものである。堺市の給食は自校調理方式をとっており、食材は納入業者が学校ごとに小分けにして搬送していたが、搬送の際の冷蔵、冷却システムはなかったし、学校の調理施設においても牛乳を除く食品の冷蔵、冷凍システムもなかった。また、本件事故の直前O-157については多くの新聞報道もなされ、厚生省及び大阪府からも学校給食における衛生管理を徹底するように求める通達が出されていたが、堺市はすべての食材を加熱調理に切り替える措置はとっていなかった。

(3) 判決

判決は、まず食中毒発生の直接的な原因として水道と学校給食が考えられるが、七月上旬には大規模な水道工事が行われていないことなどからして学校給食に起因するものとした。また、自校調理方式にもかかわらず発生校が広範囲であることから調理施設が原因とは考えられないとした上で、原因食材として貝割れ大根が最も可能性が高いと判断した。判決は学校給食について、児童としては学校給食を食べるようにと指導されていたことからして、昼食としてはそれしか選択の余地がなく献立についても選択の余地がないとした。従って、学校給食には極めて高度な安全性が求められており、「学校給食の安全性の瑕疵によって、食中毒を始めとする事故が起れば、結果的に、給食提供者の過失が強く推定される」と判示した。また、O-157は熱に弱いいため、献立を加熱調理に切り替えていれば学校給食が児童に提供される前に除菌できた蓋然性が極めて高いとした上で、「そもそも、感染源や感染経路が判明しているときにそれに対する対策をとることは当然であって、感染源や感染経路が判明していない場合に、どのような対策をとるかが問題

であり」とした。その上で、判決は被告職員に不法行為（国家賠償法）における過失があると判断した。なお、判決は原告の主張した製造物責任その他については判断しなかった。

(4) 論評

本件は学校給食という特殊な形での食品の提供の事案であり、学校側の過失を強く推定するという手法をとった。製造物責任法は適用しなかったが、同法の欠陥の判断、因果関係の判断、立証責任の分担等に関して参考になる事案であると言われる。⁽⁵⁵⁾その後、食品に関しては輸入オリーブやイシガキダイの事案で製造物責任法の適用が確立してきており、⁽⁵⁶⁾本件にも同法の適用の余地は十分にあつたといえよう。

3 エステ施術による重度アトピー

(1) 訴訟の状況

本件は、エステティックサロンにおける顔面エステ施術により重度のアトピー性皮膚炎に罹患した事案に関して出された東京地裁平成一三年五月二二日判決であり、従業員の不法行為責任を認めて約六六〇万円の請求に対して約四四〇万円の損害賠償を命じたものである（判時一七六五号六七頁）。本件は控訴後、平成一三年九月一三日に和解している。

(2) 事案の内容

アトピー性皮膚炎の罹患歴がある原告がエステティックサロンで、被告の製造したCICソニックという超音波を発生する美容器具を使用してエステ施術を受けたところ、翌日には顔が赤く腫れて強い痒みを感じた。しかし、エステ側にアトピー治療に原告が以前に使用していたステロイドが肌の中に内在しておりそれがリバウンドとして出てくることがあるが三ヶ月辛抱すれば直るといわれたため、原告はエステ施術を継続したが、顔の腫れと痒みは背中や肩にも広がり

症状は悪化していった。原告は被告に言われて還元水を飲んだり還元水製造機も購入させられた。エステ施術開始から一年七ヶ月後に至って原告は皮膚科で診察を受けたところ、増悪せるアトピー性皮膚炎との診断を受けた。医師の話によれば、そもそもステロイド剤が体の中に残るといふことはなく、リバウンドというのはアトピー性皮膚炎が悪化しただけのことであった。これを受けて、原告は、被告の従業員による不法行為責任及びそれに基づく使用者責任、ソニックに関する製造物責任法に基づく責任、被告の安全配慮義務違反及び説明義務違反に基づく債務不履行を請求原因として提訴した。

(3) 判決

判決は、原告のアトピー性皮膚炎の治療は四年前に終了しておりエステ開始時には寛解状態であったし、原告の生活環境からアトピー性皮膚炎を悪化させる他の要因も認められないとした上で、アトピー性皮膚炎の発症及び悪化の原因は被告のエステ施術を継続して受けたことであるとしてその因果関係を認定した。また、被告従業員は、被告がアトピー体質であるとの申告を受けていたが、被告のいういわゆるリバウンドがアトピー体質を改善する効果があるとの誤った理解をしており、それに基づいてエステ施術を継続させて何らの措置もとらなかったとして、皮膚障害を発生、悪化させることのないように配慮すべき注意義務に違反したことにより過失による不法行為責任を負うと判示した。

損害について、アトピー性皮膚炎はいわゆる症状の固定を観念することができないから後遺症とはいえないとしてそれによる逸失利益は認めなかったが、精神的苦痛に対する慰謝料は認めた。また、原告が被告の説明に何度も疑問をもちながらエステを継続したことから三割の過失相殺を相当とした。なお、判決は原告の主張した製造物責任その他については判断しなかった。

(4) 論評

本件はエステティックサロンの責任を認めた点で重要な判決である。その根拠としては判決が採用した不法行為責任

又は場合によっては債務不履行責任を使えば十分であつて、原告の主張する製造物責任を使用する必要はないであろう。ただ、事案としてはユニークであつて、原告の主張によればこのソニックスは被告が製造したもののようである。それが正しければ、被告が自ら製造してそれを自らの店舗に設置していたこととなり、この場合に製造物責任法適用の条件としての引渡しがあつたかどうか問題となろう。引渡しには占有の移転が必要とされるが、⁽⁵⁷⁾本件では占有は被告にあるわけであつてその限りでは理論的には同法は適用できないこととなつてしまう。ただ、たまたま製造者が他にいて同法が適用される場合と均衡を失するため、この事案でも同法を適用できると解釈した方が合理的であろう。

4 立体駐車場における死亡事故

(1) 訴訟の状況

本件は、立体駐車場の操作における死亡事故に関して駐車場の持主（装置の買主）が装置の売主を提訴した事案で、福岡地裁小倉支部平成一四年一〇月二九日の判決は売主の売買契約上の債務不履行を認めて、四一〇〇万円の請求に対して約一三九二万円の損害賠償を命じた（判時一八〇八号九〇頁）。本判決は確定している。

(2) 事案の内容

原告はカラオケボックスなどを経営しているが、被告から立体駐車場一式を購入した。本件装置は、客が乗車したまま棟内に入庫し車載台であるパレット上に停車させ、その車をターンテーブルで回転させた後に搬器で上昇させるものであり、棟外に設置された操作盤の入庫ボタンを外部にいる従業員が操作するコンピュータ制御となっている。本件事故では、原告の従業員が、客が本件装置のパレット上に車を停止させまだ棟内から出ていなかったにも拘わらず、入庫ボタンを押して装置を作動させたため、パレットの回転により転倒した客がパレットと壁面の支柱の間に頭部を挟まれ

て脳挫傷により死亡した。原告は三八〇〇万円を被害者の相続人に支払うことで訴訟上の和解をした。原告がこれを損害として被告に対して、製造物責任法及び債務不履行に基づいて賠償請求してきたのが本件訴訟である。

原告は、客の入庫後入口扉が閉まれば棟内の電灯が消え小窓からは棟内の様子が全く見え、運転者が残っているかどうかを確認するのが極めて困難であること、また人の安全を確保する人的センサが確保されていなかったこと、被告が人的センサにより棟内に人がいるときは装置が作動しないと説明していたこと等を指摘して設計上の欠陥及び指示・警告上の欠陥を主張した。これに対して被告は、棟内照明は入口扉が閉まっても点灯したままであり棟内の確認に問題ないこと、人の安全のためのセンサはオプションであること、そもそも棟内に人がいるときは装置が作動しないようなセンサは存在しないことを指摘して反論した。

(3) 判決

判決は、本装置にはほぼ全領域を網羅した形で人や動物の移動を検知して本装置の運転を停止させるパッシングセンサが、オプションとしてわずか六〇万円で用意されているにも拘わらず、パンフレットや取扱説明書にはそのセンサの存在や機能についての何らの記載もなかったこと、原告の質問に対して標準装備のセンサが人を感知するかどうかのような説明をしていたことを認定した。その上で判決は、本件のような死亡事故の発生する危険性のある装置をその構造について特別の知識のない原告に販売する場合は、危険性とその安全装置であるセンサの内容について具体的に説明する信義則上の義務があったとした。そして、被告がその説明義務を尽くしていれば原告がパッシングセンサを設置し本件事故を防止できた蓋然性があることを認めて、被告は売買契約上の債務不履行に基づいて原告の損害を賠償する義務があると判示した。

原告が本件装置の操作をアルバイトに任せておりその指導の仕組みも定められていなかったこと、実際に本件での操作担当者は本件装置についての理解が十分でないまま棟内に人がいるか否かを確認しないで入庫ボタンを押しているこ

とから、原告側にも重大な過失があるとして三分の二の割合での過失相殺を認めた。なお、判決は原告の主張した製造物責任については判断しなかった。

(4) 論評

本件は実際の被害者からの請求ではなく、被害者に損害賠償金を支払った装置の持主から装置の売主に対する請求であり、売買契約上の債務不履行と判断した本判決は妥当であると考えられる。ただ、本装置が本件売主の製造にかかるものであるとの前提で考えれば、製造物責任法上の指示・警告上の欠陥という捉え方も可能であろう。

五 製造物責任法が主張された事案での原告敗訴判決

これまで製造物責任法に関連する原告勝訴のみを取り上げてきたが、当然ながら同法に関連する訴訟での原告敗訴判決も少なからず見られる。その中には文字通り製造物責任法での原告敗訴と言えるものもあるが、同法と関係なく敗訴しているもの、同法施行以前の引渡しとして敗訴したもの、同法によって製造業者を訴えないで敗訴したものなどいくつかのパターンが見られる。ここではこれらの原告敗訴判決の分析を行ってみたい。なお、これらはすべて製造物責任法の適用を主張して結果として原告敗訴となったものであるが、このほかに、本稿での分析の対象としていないものとして、初めから同法の適用を主張せず不法行為や債務不履行などの他の請求原因で提訴して、結果として原告敗訴となった製造物責任事案が数多くあることは言うまでもない。

1 生うに食中毒

(1) 訴訟の状況

本件は、輸入生うによる集団食中毒事件であり、三四九五万円の損害賠償を求めて飲食店経営会社等が輸入業者等を訴えた会社対会社の訴訟である。仙台地裁平成一年二月二五日により原告敗訴となっているわけであるが、本判決は製造物責任法による訴訟の判決第一号といわれている。⁽⁵⁸⁾ 本判決は一審で確定している。

(2) 事案の内容

原告飲食店経営会社は、被告輸入会社が中国から輸入し（他の被告水産卸売会社を通して）販売した生うにを（他の原告食材納入会社を通して）購入して、自らの店舗において客に提供したところ、生うにに付着した腸炎ビブリオ菌により、二三人が罹患する集団食中毒を発生させて五日間の営業停止処分を受けた。本件生うには氷を入れた保冷シートで覆って運搬されており、刺身盛り合わせとして提供されているが、調理など手は加えられていない。原告は製造物責任法のほか、不法行為、債務不履行、瑕疵担保を根拠にして訴えている。原告の請求には、患者への支払、お詫び新聞広告費用、その他事故対応経費、信用毀損損害、弁護士費用が含まれている。

原告は、生うには工具、器械類を使用して製造されるものであるから製造物に該当すると主張しており、被告は、これに対して、生うには殻から取り出して箱に並べ冷蔵するだけの製品であって製造物には該当しないと主張している。また、被告は、自社におけるビブリオ菌の自主検査、市場の独自検査においてもビブリオ菌が発見されていないことも主張した上で、更に法人である原告は製造物責任法に基づく請求をすることができないとも主張した。

(3) 判決

判決は、各種検査でビブリオ菌が発見されていないこと等から、生うにが輸入され市場に輸送されるまでに食中毒を

誘発するに足るだけのビブリオ菌が付着していたとは認められないし、ビブリオ菌を増殖させるような保管方法をとっていたとは認められないとして、因果関係を認めなかった。これによってその他の争点に関する判断が回避されたために、本件生うにが製造物に該当するかどうか、法人である原告が製造物責任法上の請求を行うことができるかどうかについての判断を得ることができなかった。

(4) 論評

本件は製造物責任法による判決第一号ではあるが、因果関係が認定されないで原告敗訴となり製造物責任法の論点に対する判断が行われなかったため、製造物責任法の適用の有無とは別に原告敗訴となった事案と言えよう。なお、生うにが製造物と判断されるかどうかについては、本件における議論を見る限りは被告の主張にやや分があるように思うが、イシガキダイの事案の塩焼きはともかく刺身を冷水で締めたアライとの境界線は実は微妙と言える。一方、法人が製造物責任法上の請求を行うことができることについては、もともと問題ない上に、カーオーディオ部品の事案の判決で明確になっている。

2 紙パック容器による負傷

(1) 訴訟の状況

本件は、ストレートティーの業務用紙パックをプルリングで開封する際に負傷したという事案で九一万円の損害賠償を求めるものであるが、新潟地裁長岡支部の平成十一年九月八日の判決で請求棄却となっている。本件は製造物責任法による提訴第一号と言われているが、⁽⁵⁹⁾控訴されたあと東京高裁で控訴棄却となり原告敗訴で確定している。

(2) 事案の内容

レストラン経営者である原告が業務用ストレートティーの紙パック容器のプルリングを引いて開封する際にプラスチック製の鋭利な注出口で指を二年間にわたって一〇回負傷したというもので、紅茶の製造業者と容器の製造業者を製造物責任法と不法行為で提訴した。

(3) 判決

判決は、まず製造物責任法が適用されるためには製品の引渡し時期が同法施行日である平成七年七月一日以降でなければならぬことに鑑みて、引渡し時期について検討した。これについて判決は、「引渡し」の時期は製造業者が占有を移転した時期であって、消費者が販売店から製造物を購入した時期が一律に引渡しと認められるものではないと判断した。本件では当該容器に平成七年五月一八日を示す印字があり、その他の証拠と照らし合わせてレストランへの引渡しは七月一日以前であり同法の適用はないとした。

判決は次に受傷については、傷跡と本件容器の注出口の形状が一致しないという鑑定人の意見や本件容器について原告以外の受傷例がないことなどから、本件容器によって受傷したとは認められないとして因果関係を否定した。

(4) 論評

本件は事例としては軽微な負傷であるが、製造物責任法による提訴の第一号として有名なようである。判決の内容としては、製造物責任法上の引渡しの時期を製造業者からの占有移転時であって消費者の購入時ではないと判示しており、それまでの考え方を確認した形となっている。ただ、本件に関して言えば、上述の平成七年五月一八日という日付からすればどちらに解釈されるかで結果に影響が出てくる可能性のある微妙な時期ではあるが、原告のいう受傷が平成五年七月から七年七月までであることを考えれば、同法の適用を求めるのは困難な事案であったといえよう。また、結局のところは因果関係が否定されており、本件も製造物責任法の適用の有無とは別に原告敗訴となっている。なお、本件は

本人訴訟である。

3 化粧品による顔面皮膚障害

(1) 訴訟の状況

本件は、化粧品の使用により顔面に皮膚障害を生じたとして約六六〇万円の損害賠償を求める事案であり、東京地裁平成一二年五月二二日判決で請求棄却となっている（判時一七一八号三頁）。本判決は一審で確定している。

(2) 事案の内容

原告は、デパートで購入した化粧品を使用したところ痒みと痛みを生じたため医師の診察を受け慢性肝炎、アレルギー性の炎症などと診断されたが、本件化粧品が原因との診断がなかったためその後も使用した。その後症状が悪化したために、五ヶ月ほど後に別の病院で本件化粧品のパッチテストを受けたところ陽性の反応が出て、医師からは接触性皮膚炎であり本件化粧品が顔面の皮疹の増悪因子の一つであるとの診断を得た。

本件化粧品の外箱及び容器には「お肌に合わないときはご使用をおやめ下さい」との文言があったが、化粧品会社の商品紹介パンフレットには「敏感なお肌の方でも安心です」との文言があり対面販売員からも同様の説明があった。原告はこれらのことを東京都衛生局薬務部に手紙を送って指摘したところ、東京都の指示によってパンフレットの上述の部分は「皮膚呼吸を妨げないメイクです」と改められた。原告はその後、化粧品会社を製造物責任法及び不法行為に基づき、デパートを不法行為及び債務不履行に基づいて提訴した。

原告は、上述のパンフレット文言と販売員の説明のほかに、被告会社の創始者が医師であり「医師が作った化粧品なので安心です」旨の表示や口頭説明があったことも主張し、「お肌に合わないときはご使用をおやめ下さい」との文言

については、これは曖昧であつて個人の嗜好を満足させないという意味だと解釈していたと主張した。また、最初に診断を受けた医師から本件化粧品が皮膚障害の原因である可能性を否定されたので使用を続けたとし、その医師の診療録に原告が以前からアトピー性皮膚炎などの皮膚障害に罹患していたとの記載があることについては、医師の捏造としか考えられないとした。これに対して被告化粧品会社は、上述パンフレットは原告の購入時にすでに回収しており、医師を前面に出すような説明をすることもありえないとした。なお、本件化粧品の他の苦情件数は四件であつた。

(3) 判決

判決は、医師による診療録の捏造についてはその証拠はないとして、原告が本件化粧品が皮膚障害の原因ではないかと最初の医師に尋ねたところその可能性を否定されたので使い続けたという原告の主張を認めなかった。また、本件化粧品を医師が作ったものの説明があつた可能性はあるが、原告が東京都に送った書類の中で医師に関連する説明については言及されておらず、後で主張に加えたものと推認した。更に判決は、原告による本件化粧品の購入から接触性皮膚炎と診断されるまでの事実関係について詳細に分析した後で、「本件化粧品の使用は、顔面の皮疹の症状を発生させ、増悪させる因子の一つとして働いたものと認められる」としてその因果関係を認めた。

次に判決は、化粧品と皮膚障害の関係についての一般的な分析を行った上で、化粧品が「本来的にアレルギー反応を引き起こす危険性を内在しているものである以上、：原告に皮膚障害が発生したというだけで本件化粧品が通常有すべき安全性を欠いているということはできない」と判示した。また、被告化粧品会社の指示・警告文言について検討し、「本件注意文言のように、本件化粧品が「肌に合わない」場合、すなわち、皮膚に何らかの障害を発生させる場合があり得ることを警告するとともに、その場合は、使用を中止するように指示することは、まれに消費者にアレルギー反応を引き起こす可能性のある本件化粧品の指示・警告としては、適切なものであつた」と判断した。なお、「敏感なお肌の方でも安心です」という表示における敏感肌とはアレルギー性疾患を有する肌までは含まないとして、原告の主張を

退けている。判決は、以上によって製造物責任法に基づく被告化粧品会社に対する原告の主張を退けた上で、故意過失が認められないからとして不法行為の主張も退けた。なお、デパールの責任も認めなかった。

(4) 論評

本判決は、化粧品に関する本格的な製造物責任判例として重要な位置づけがされている⁶⁰。本判決の特徴は因果関係を認定しながら製品の欠陥を否定したものであり、その意味からすれば真正面からの製造物責任法をもとにした原告敗訴判決といえよう。本件は設計上の欠陥、製造上の欠陥、指示・警告上の欠陥をすべて否定したものである。化粧品についてその設計上の欠陥、製造上の欠陥を安易に認めるのは問題があると思われるが、本件における指示・警告上の欠陥については少し考察が必要と考えられる。敏感肌とはアレルギー性疾患を有する肌までは含まないという結論には疑問が残るし、これを原告がパンフレットと口頭説明で認識していたとすれば原告が本件化粧品に信頼をおいたとしても不思議ではなからう⁶¹。一方で、本件においては原告が最初の医師に何を話したかという事実関係が争点となっており、それが否認されたことで原告に対する心証が悪くなっていることも考えられるが、これは本件が本人訴訟であったこととも関係があるかもしれない⁶²。

なお、本件では原告が本件化粧品を購入したのが平成七年七月初めで最初の医師を受診したのが七月五日とされており、本件化粧品のデパールへの引渡しは当然それより前となる。従って、そもそも本件事案に製造物責任法の適用があるのかどうか疑問となるが、被告もこれを主張していないし、判決もそれについては全く触れていない。

4 コンピュータプログラムのミスによる税金過払い

(1) 訴訟の状況

本件は、コンピュータプログラムのミスによって過払いした税金額を損害として賠償請求を求めるものであり、青森地裁平成一三年二月一三日判決によって請求棄却となった。控訴後、仙台高裁平成一四年三月八日判決によって控訴棄却となり、確定している。⁽⁶³⁾

(2) 事案の内容

原告は事業会社であり、被告からオフィスコンピュータとソフトウェアのリースを受けていた。平成七年に新機種導入を行いその納入は五月一〇日になされた。原告はこのコンピュータを税金の計算に利用していたが、プログラムのミスによって平成七年度と八年度で約一二八〇万円の税金過払いが発生した。還付を受けた額を控除すると原告の損害は約一一七〇万円となり、この額の賠償を求めて、原告は主位的に債務不履行、予備的に製造物責任法及び不法行為によって提訴した。原告は、製造物責任法の適用の要件となる引渡し時期については、問題の地方発送分の引渡しが一月一六日なので同法の適用があると主張している。また、原告は、ソフトウェア自体は無体物として製造物責任法上の製造物に該当しないので、ハードウェアと一体となったコンピュータシステムを有体物としてとらえようとしているようである。

(3) 判決

本件を製造物責任法の事案としてとらえたときは、引渡しの時期とソフトウェアはハードウェアと一体となったシステムとして製造物に該当するかどうかという点が大きな二つの論点となるが、判決は一審、控訴審ともに製造物責任法に関するこれらの論点には全く触れないで請求棄却としたようである。同法の論点は別として、債務不履行としては原

告勝訴でもおかしくない事案と考えられるが、判決を入手していないため内容は不明である。

(4) 論評

本事案はソフトウェアのからむ事案として興味のある事案であったが、この論点に対する裁判所の判断は示されなかった。従って、製造物責任法による敗訴と言えるかどうかは微妙な事案であると言えよう。なお、一般的には、欠陥あるソフトウェアが動産である製造物に組み込まれた場合には、製品自体の欠陥として製造物責任法の対象となると言われている。⁶⁴

5 幼児靴前歯折損

(1) 訴訟の状況

本件は、幼児用の靴が不意に脱げたために転倒して前歯を折損した事案であり一〇四万円の損害賠償を求めるものであるが、金沢地裁平成一三年七月一七日判決によって請求棄却となり、確定している。⁶⁵

(2) 事案の内容

ベビーシューズを履いた一歳六ヶ月の幼児が玄関で、靴が不意に脱げたために転倒し前歯一本を折損した。原告主張は「足の甲にあたる部分が半開放式になっているところ、その止め方は両側をマジックテープで止めるという弱い止め方となっていて、外れやすくなっているうえに、右半開放の部分を横断するゴムバンドは位置が低くて、マジックテープが外れた際に足が脱げるのを防ぐ機能を果たしていないものとなっている」ので通常有すべき安全性を欠くというものである。

(3) 判決

判決を入手していないため原告敗訴という以外内容は不明である。

6 トヨタマークII制御不能崖下転落

(1) 訴訟の状況

本件は、山道で自動車が突然制御不能となり崖下に滑り落ちたという事案であり約五五三万円の損害賠償を求めるものであるが、広島地裁平成一三年一月九日判決で請求棄却となっている。⁽⁶⁶⁾ 本判決は一審で確定している。

(2) 事案の内容

原告が三月下旬に島根県の山道を走行中、左カーブ後に急にハンドル操作がきかなくなりそのまま右の方向に進行して崖下に転落した。原告の主張によれば、スタッドレスタイヤを装着しており、事故時は小雪がちらついてはいたが積雪はなくアイスバーンやシャーベット状とは無縁の存在であり、スリップするような状況ではなかった。原告はまた、本件では操作ミス以外の何らかの原因でハンドル操作が利かなくなったのであり、不具合の部位が本件自動車内部のどこであるかまでの立証責任はないと主張して、事業者と消費者の間の製品知識や情報の格差を是正して実質的な対等関係を回復し、被災者の立証の軽減を図る必要があるとした。原告は製造物責任法を根拠として提訴している。

これに対して、被告は本件事故時の現場付近では降雪ないし積雪があり、路面が凍結していた可能性があるとして事故原因をスリップと主張した。また、事故直後に原告が被告にクレームしたのは、ABSが装着されていたにもかかわらずスリップが生じたことと崖下に滑り落ちたときにエアバッグが開かなかったことであつた。また、事故後に本件自動車を搬送のために走行させたときも異常はなかったとした。

(3) 判決

判決は、本件事故時の現場付近の天候を雪とし、積雪があったと認めた。そして、原告がアクセルを相当程度踏んで加速した結果として急激な後輪の駆動力の増加でスリップが発生し、今度は原告がブレーキをかけた結果としてスリップ状態が増幅したと認定した。また、事故後の原告の発言については被告の主張を認めて原告がスリップを認めていたとし、更に、原告の主張と供述に一貫性がないことから原告の供述を信用できないとした。なお、本件自動車はリコーの対象となっていたが、その対象箇所は本件事故の原因とは言えないとした。判決は、原告主張の立証責任の軽減については、製造物責任法が立証責任を軽減したのは故意・過失であって、欠陥の立証責任はあくまで原告の負担であるとした上で、「本件自動車のハンドル操作に異常を生じたことが外的要因等ではなく本件自動車の性状に起因すること」を具体的に明らかにせず、単にその可能性を指摘するのみでは、欠陥の主張がなされたとはいえない」と判示して、原告の請求を退けた。

(4) 論評

本事案は、三菱デリカのケースやベンツ発火のケースと異なり、自動車の製造物責任の追及が困難である典型的な例といえよう。この二例においては事故後の調査によって製造業者に反論の余地がないほど欠陥が明確となっているが、本事案においては欠陥の証拠はなくスリップが疑われるような現場の状況もあった。このような事案での原告の勝訴は非常に困難と思われる。なお、本件は因果関係と欠陥とを同時に否定した形となっており、製造物責任法を適用しての原告敗訴判決とすることができる。

7 プロパンガス漏れ火災

(1) 訴訟の状況

本件は、プロパンガス漏れによって火災が発生したとする事案であり、和歌山地裁平成一二年一〇月一七日判決で一七〇〇万円の賠償額を認容する原告勝訴の判決が出されている。本判決はその控訴審であり、大阪高裁平成一三年二月二〇日判決によって原告逆転敗訴となっている。⁶⁷ 本件は上告受理申し立てがなされている。

(2) 事案の内容

原告の主張によれば、台所で調理をしていたところガスの元栓の口付近から出火してあっという間に床面に広がった。消火器で消火して一旦は火勢は衰えたが、台所の外のプロパンガスを置いてある部分から大きな爆発音が聞こえて、一気に火が台所に入ってきて手がつけられなくなったというものである。なお、原告の請求の根拠は製造物責任法と債務不履行のようである。

これに対して被告であるガスの装置設置供給者は、ガス漏れによる火災であれば炎が床面を這うように広がることは絶対にありえないとし、火災の原因を外に置かれていたガソリンや灯油と推測した。なお、消防の調査報告では、発火原因が電気的なものによる可能性は薄いこと、石油ストーブが出火原因とは考えにくいこと、放火の可能性も薄いこと、ガス漏れが原因との物的証拠は得られなかったことから、出火原因は不明としている。

(3) 判決

判決は、原告とその家族の供述内容が一貫性を欠き大きく変遷していることを指摘し、「自宅の火災という突発的に生じた異常な出来事についての供述であるから、このような緊急時の状況については必ずしも詳細な記憶がないことも考えられるが」としながらも、その供述の信用性に疑問があるとした。また、原告家族の人為的ミス等によって火災が

発生した疑いを指摘し、ガス漏れ以外の原因の可能性は否定できないとした。更に、火災の燃え方、ガスに対する引火の仕組み、ガス漏れ信号が出ていないこと、ガスの供給量にほとんど変化がないこと、本件火災の五日前に被告がガスメーター取替え等の工事を行っているがそれに何らかの過失があったとは認められないこと等を分析した結果、ガス漏れの事実は認められないと判示して、原判決を取り消した。

(4) 論評

本判決では、事実関係の分析によりガス漏れの有無の判断に終始している。原告の家族の供述の一貫性のなさがよほど気に入らなかったと見えて何度もこれを指摘している。事実関係の証明は困難と思われるが、これだけ裁判官の心証を害すると結論にも大きな影響を与えてくるであろう。なお、一審判決を入手していないため、そこでの製造物責任法の位置づけがよくわからないが、他の訴因による勝訴のようである。⁽⁶⁸⁾ また、本判決においても製造物責任法については全く言及されておらず、本件は必ずしも同法による敗訴事案とは言えないようである。

8 自動販売機出火

(1) 訴訟の状況

本件は、玩具等を展示する資料館に隣接して設置されていた自動販売機から出火した火災により資料館の展示物が焼失したとする事案であり、約一四七二万円の損害賠償を求めるものであるが、広島地裁平成一四年五月二九日判決で請求棄却となっている。⁽⁶⁹⁾ 本件は控訴されている。

(2) 事案の内容

原告は玩具等を展示する資料館を営んでいたが、それに隣接して自動販売機を設置させていた。この自動販売機は、

補助参加人が製造し、被告Aがこれを購入し所有し、被告Bがこれを無償で貸与を受けたのち、原告に無償で貸与し資料館東側に設置していた。また、被告Bが缶飲料を被告Aから購入し、それを原告に販売し原告が自動販売機に納めて販売していた。自動販売機付近からの出火によって隣接する資料館を焼失し、館内に展示していた資料が焼損又は消火時の浸水によって無価値となったため、原告は、自動販売機からの出火を主張して、被告AとBを製造物責任法、不法行為、債務不履行、工作物責任で訴えた。

原告は、自動販売機から出火したとする二名の通行人の目撃証言、自動販売機内のプリント基盤のトラッキングが出火原因とした消防の報告書、本件自動販売機に最近修理が行われていることなどを根拠に自動販売機からの出火を主張した。これに対して、被告及び補助参加人は、自動販売機から火が出ていたか否かは記憶にないとする資料館管理者の証言、自動販売機は家電製品とは同質性がなくトラッキングによる発火事例も見られず消防の報告書には事実誤認があること、原告指摘の修理は火災と関係ないこと、過去の自動販売機の火災の大多数は放火であり本件でも放火の可能性を否定できないことを根拠に自動販売機からの出火を否定した。

また、製造物責任に関して、原告は、被告Aはその製造にかかる缶飲料を販売させており、自動販売機に自らの商品名等を表示していたとして製造業者等に該当するとした。一方、工作物責任に関しては、原告は、二被告が共同して占有していたとしたのに対して、被告は、土地への接着の程度が軽微であって土地の工作物といえないことと原告が事実上占有していたことを主張した。

(3) 判決

判決は、目撃者については、二名の通行人については信用性が高いとしたが、資料館管理者についてはそもそも自動販売機が燃えているかどうか記憶がないといっているに過ぎず、またその証言はにわかに信用できないと判示した。また、放火が出火原因とする証拠はないとした。更に、消防の報告書は十分信頼できるとして、他の自動販売機がトラッ

キングを起こした事実がないからといって本自動販売機から出火する可能性がないとは認定できないとした。判決は、これらを総合して、本件自動販売機から出火したものと判断し、本件自動販売機には通常有すべき安全性を欠く瑕疵があつたと推認できると判示した。しかし、一方で、本自動販売機は平成五年に製造されており、平成十一年六月に重装備されたこと、同年七月に資料館東側に設置されたことをもって、製造物責任法を適用することはできないと判断した。判決は、また、被告Bが自動販売機が内部出火することを予見することは困難であり、それを起こさないように点検・整備しなかつた過失はないとし、同様の理由で二被告に不法行為責任もないとした。また、本件自動販売機は工作物にあたると認定したが、原告はこれを直接占有していたため「他人」に該当せず、被告は原告に対して工作物責任を負わないとした。

(4) 論評

本件は、二名の通行人の目撃証言と消防の報告書に重きを置いて、明快に自動販売機からの出火であると認定している。しかし、一方で引渡し時期の問題から製造物責任法の適用が否定されている。これらの結論及びその他の訴因に対する判断も妥当と考えられる。従って、唯一のポイントは、本件で何故に自動販売機の製造者を被告にしなかつたのである。何らかの事情があつたのではあるが、これだけ判決が明快に自動販売機からの出火を認定したことを考えれば、不法行為による製造業者への請求をしておきたかつたところであろう。⁷⁰なお、製造物責任法の見地からは、本件も一応は、引渡しが行日以前であつたために同法が適用できなかった事実と位置づけられる。

9 中古車走行中発火

(1) 訴訟の状況

本件は、中古車を運転中に車両右前部から発火して焼損した事案であり約八五七万円の損害賠償を求めるものであるが、大阪地裁平成一四年九月二四日判決で請求棄却となっている（判タ一一二九号一七四頁）。本件は一審で確定している。

(2) 事案の内容

原告が中古車として購入した本件自動車を運転中に、右前部が突然発火して焼損した。原告は、製造物責任法、不法行為、債務不履行を根拠に、車両損害、慰謝料などの賠償を求めて製造業者を提訴した。原告は、車両の構造上の欠陥を指摘したが、これに対して被告は、本件車両の初年度登録から本件事故発生までの約二年四ヶ月余りの間に五万数千キロを走行しながらこれまで異常が発生していないことは考えがたく、これまでにエンジンルーム内の点検・修理などは数回行われており、その作業過程で異物が混入した可能性は大きく、また、異物が混入しても、発見して取り出すのは容易であるから、車両の欠陥とはいえないと反論した。

(3) 判決

判決は、事故原因を、ほぼ原告の主張通り、エンジンルーム内の右前照灯後方のコルゲートチューブ及びその内部に封入されたワイヤーハーネス芯線が露出し、この芯線露出と車体鉄板が接触して電気火花とアーク放電が発生したことにあると判断した。しかし、判決は、車両製造時に芯線が露出して車体鉄板と直接接触していたか両者を介在する異物が混入していた場合には、初年度登録から早々に発火した可能性が高いため、これらの可能性は極めて低いとした。また、本件中古車はその売主や他の販売修理会社（製造会社の系列）によって整備・点検が行われており、その整備・点

検過程において、前所有者の使用時において、又は給油やエンジンオイル交換時においても異物が混入する可能性がないとはいえないとした。そして、本件車両の構造上、異物の混入を防止すべきであったとは言えず、混入した異物を取り除くのは容易であるため、本件車両に欠陥があるとはできないと判示した。更に、本件では被告以外の第三者によって点検・整備が繰り返されており、「製造段階における「欠陥」の存在を前提として、「欠陥」の特定の程度を緩和し又は「欠陥」の存在を一応推定することはできない」と判断した。

(4) 論評

本判決には中古製品の製造物責任の追及の困難さが現れているとされる⁽⁷¹⁾。それはそれで正しいし、また本件の結論もやむを得ないとは考えるが、本件の被害者が救済されないのは結論的には納得できないところである。自己の所有の自動車をも十分整備していなかった責任ということになるが、専門的知識のない者にとっては酷なことである。点検・整備の歴史を時系列的に整理して売主か販売修理会社を訴えることとなろうが難しい訴訟であろう。なお、本判決は欠陥の存在を否認しており⁽⁷²⁾、製造物責任法を適用しての原告敗訴判決と考えることができる。

10 缶入り野菜ジュース

本件は、原告家族が缶入り野菜ジュースを飲んだところ、カビのような異物によって下痢症状を起こしたという事案であり六六〇万円の損害賠償を求めるものであるが、平成一四年一月二〇日判決で請求棄却となり、控訴されたという以外に情報が無い⁽⁷³⁾。

六 製造物責任法が主張された事案での和解例

ここまで製造物責任法に関連する判決の分析を行ってきたが、同法で提訴された訴訟の中には和解解決したものや途中で原告が取り下げたものも多く含まれている。和解には実質的には原告勝訴に近い和解もあろうしそうでないものもあると考えられる。本章においてはできる範囲でこれら和解事例の分析を行ってみたい。当然ながら、判決となっていないため公表されていないものが多く、情報の入手が困難であることから、特定の資料に多くを依存することとなっていることを指摘しておきたい。⁷⁴

1 耳ケア製品

本件は、被告代表取締役が被告の耳ケア製品を耳垢取りとしてテレビで宣伝するのを見て購入した原告が、使用したところかゆみと難聴が発生したという事案である。原告は、製造物責任法と不法行為を根拠として、約六〇万円の損害賠償を求めて輸入業者を仙台簡裁に提訴しており、製造物責任に関しては指示・警告上の欠陥の主張のようである。本件は、平成一〇年五月七日に二五万円の支払いで和解が成立している。⁷⁵

2 カットベーコン食中毒

本件は、原告が、パチンコの景品として取得したカットベーコンを食べたあとで痒みを伴う赤い発疹と下痢症状を起したというもので、二日後に試験機関で検査したところアオカビの一種が検出されたという事案である。原告は、製

造物責任法を根拠として、九五万円の損害賠償を求めて製造業者を前橋地裁に提訴しており、因果関係と欠陥が引渡し時に存在したかが争点のようである。本件は、平成一〇年六月一五日に見舞金の支払いで和解している。⁽⁷⁶⁾

3 駐車場リフト下敷き

本件は、立体駐車場の一階リフト昇降場に待機していた被害者が、突然降下してきた鉄製カーリフトの下敷きになって脳挫傷等により死亡した事案である。被害者の相続人である原告は、立体駐車場の設置管理者と所有者を工作物責任を根拠に、またカーリフトの製造業者と販売業者を不法行為を根拠に、そして製造業者を製造物責任法を根拠として、約一八一五万円の損害賠償を求めて、京都地裁に提訴した。本件では事故発生が平成八年一二月であるため、リフト設備の引渡しの時期が争点となろう。本件は、平成一〇年六月一八日に和解が成立している。⁽⁷⁷⁾ 本件は事故の性質上被害者に過失はなさそうなので、事案全体としては原告勝訴的和解と考えられるが、製造物責任法上も原告が優位であったかどうかは引渡しの時期にかかっている。

4 合成洗剤手荒れ

本件は、原告が台所用合成洗剤を使用したところ、手先に水泡性ぶつぶつによる痒みとそれによる睡眠不足を起し、化粧品販売の業務に支障をきたしたという事案であり、原告は、製造物責任法を根拠として、七〇万円の損害賠償を求めて製造業者を東京地裁に提訴した。⁽⁷⁸⁾ 原告は医師から洗剤使用が原因と思われる接触性皮膚炎との診断を受け、またパッチテストでも陽性となっている。被告は、手荒れが全く起きない合成洗剤を作るのは技術的に不可能であること、

クレーム件数の少なさ、原告の使用法の問題点などを指摘して反論した。本件は、化粧品同様に因果関係、指示・警告上の欠陥が問題となる事案であろう。本件は、平成一〇年八月二六日に見舞金支払いで和解した。⁽⁷⁹⁾

5 エアコン露飛び

本件は、情報通信事業を開業する予定であった原告のエアコンから、二度にわたって露だれ、露飛びが発生し、飛びはねた水がコンピュータのプラグに付着し漏電を起こして、大量の入力済データが喪失し、開業を一年間延期せざるを得なかったという事案である。原告は、製造物責任法、不法行為、債務不履行に基づいて、四二〇万円の損害賠償を求めて製造業者を東京地裁に提訴した。詳細不明であるが、本件では損害の認定が争点となろう。本件は本人訴訟であったが、平成一〇年九月七日に訴訟取り下げとなっており、裁判外で和解された可能性もある。⁽⁸⁰⁾

6 手術用縫合糸断裂

本件は、左頸動脈内膜剝離術を受けた原告の夫が手術の縫合部から大出血して死亡した事案であり、当初原告は病院開設者の市を被告として、約四九六二万円の損害賠償を請求して神戸地裁に提訴した。しかし市が、出血原因は手術に使用した縫合糸が手術後突然断裂したことであると主張したため、原告は、製造物責任法に基づいて同額の損害賠償を求めて縫合糸の輸入業者を提訴した。被告は、被告が輸入した縫合糸は多数の種類に及ぶものでありどの縫合糸か特定されていないこと、欠陥や因果関係についても明確な主張がないこと、平成七年七月一日以降の納入がないことなどを主張していた。納入に関する事実関係が被告の主張通りであれば、本件も引渡し of 時期によって製造物責任法が適用で

きない事案となる。本件は、平成十一年一月二七日に、原告と市との間で和解が成立したため、同年二月一〇日に訴訟取り下げとなっている。⁽⁸¹⁾本事案は、糸という製品の性質上、欠陥や因果関係の立証は容易ではなく、製造物責任法での勝訴は困難なようである。

7 魔法瓶熱傷

本件は、生後一〇ヶ月の幼児がつかまりだちする際に、盆上に置かれていた魔法瓶の上部蓋部分の開閉レバーに手を掛け手前に引いたため、魔法瓶が傾き上蓋が開いて外れて倒れ、熱湯が幼児にかかって、重い火傷と後遺障害を負った事案である。原告は、製造物責任法と不法行為に基づいて、約二五二一万円の損害賠償を求めて製造業者を鹿児島地裁に提訴した。原告は、魔法瓶が移動しやすく滑りやすい構造となっており、また上蓋が外れやすい構造となっていることも主張した。本件は、平成十一年九月二七日に八〇〇万円の支払いで和解が成立している。⁽⁸²⁾本件は欠陥に関して多くの論点を含んでいると思われるが、事故が悲惨であるため和解金もある程度の額となっており、原告勝訴的和解に近いと言えよう。

8 融雪装置

電気工事会社である原告が融雪事業本部を設置して、パイプ製造会社である被告の製造した、金属の一部を過熱することによって内部の液体が対流し、暖まったパイプが雪を溶かす仕組みの装置を購入販売した。しかし、販売台数の約半数についてパイプの先端部分の雪が溶けないというクレームがつき、一部の代金も回収できず本部を閉鎖したというもので

ある。原告は当初不法行為に基づいて、五一二四万円の損害賠償を求めて製造業者を札幌地裁に提訴した後に、製造物責任法による訴えを追加した。パイプのうち一台が平成七年七月一日以降に引渡された製品であることが判明したからのである。本件は、平成十一年一月一九日に和解が成立している。⁽⁸³⁾ 本件は、賠償請求内容が製品そのものから他に拡大して経済損害となっていれば製造物責任法の適用の可否の議論とはなり得るが、基本的には債務不履行で処理すべき事案であろう。

9 エアバッグ破裂手指骨折

本件は、原告がポルシェを停車させて点灯したエアバッグサインを点検中に、左手親指で軽くクラクション部分に接触した瞬間、エアバッグが噴出し破裂したために、原告が左手指骨折、両眼角膜損傷などの損傷を受けた事案である。原告は、輸入業者を製造物責任法を根拠に、販売業者を不法行為と瑕疵担保を根拠として、二億一〇九六万円の損害賠償を求めて、長崎地裁に提訴した。請求額のうち二億円は慰謝料であるが、これは原告が脳神経外科医であり手指の骨折で今後の手術に支障をきたすというものである。本件は、自動車の事案としては比較的欠陥の立証が容易な事案ではないかと思われるが、平成十二年二月二九日に和解が成立している。⁽⁸⁴⁾ 和解金額が不明であるが、製造物責任法による原告勝訴的和解であると推定できる。

10 カップ麺異物混入

本件は、カップ麺に混入した異物によって体調を崩したが、製造業者の調査によってごきぶりの卵と判明した事案で

ある。原告は、製造物責任法を根拠にして製造業者に約九九万円の損害賠償を求めて提訴したが、平成十二年二月二十五日に和解が成立している。⁽⁸⁵⁾ 本件詳細不明であるが、異物混入は基本的には製造上の欠陥となろう。

11 こんなにやくゼリー窒息死

本件は、一時多発して社会問題となったこんなにやくゼリーによる子供の窒息死⁽⁸⁶⁾の事案であり、原告は、製造物責任法を根拠にして製造業者に約五九四五万円の損害賠償を求めて、水戸地裁に提訴した。平成十三年二月二三日に和解が成立している。⁽⁸⁷⁾ 本件は、ゼリーの大きさ、硬度、弾力性、粘着性からして欠陥の可能性が高いものといえ、製造物責任法による原告勝訴的和解であると考えられる。

12 給食用食器コレール

本件は、上述の原告勝訴判決の15で分析した奈良地裁の事案とほぼ同様の事案であり、東京都足立区の小学校の児童が、積層強化ガラス製の給食用食器を運搬中に誤って落としたところ、破片が激しく飛散して眼に負傷を負ったというものである。時系列的には、本件足立区の事故発生は平成八年七月三日で提訴は平成十一年十二月二七日であり、奈良の事案は、事故発生が平成十一年二月一九日、提訴が平成十二年八月一〇日となっている。原告は、製造業者（実際はコレールの輸入加工を行っている）と米国の製造業者を製造物責任法を根拠に、足立区を国家賠償法を根拠として、約一五二二万円の損害賠償を求めて、東京地裁に提訴した。本件は、平成十三年一〇月二六日に足立区と、同年十二月一二日に米国の製造業者と和解した後国内の製造業者（輸入加工者）への訴訟を取り下げる形で終結している。本件で

は、足立区も和解金を負担しているが、奈良地裁の判決では学校設置者の国の責任は認められない形で確定している。⁽⁸⁸⁾ 本事案も、製造物責任法による原告実質勝訴の和解であると考えられる。

13 電動車椅子暴走

本件は、韓国製の輸入電動車椅子で自宅前道路を走行中、何らかの異常によって異常加速し猛スピードで暴走して、ブロック塀に激突して脳挫傷等によって死亡したという事案である。被害者の相続人である原告は、製造物責任法及び債務不履行を根拠にして輸入業者に約二八六〇万円の損害賠償を求めて、福岡地裁に提訴した。本件は、平成一四年四月一二日に和解が成立している。⁽⁸⁹⁾ 最高時速六キロをはるかに超えるスピードが出ているようなので何らかの欠陥が推測されるが、具体的な欠陥が立証できるかどうかの点と現場が坂である点などを考えると微妙な事案であったと思われる。原告勝訴的和解であるかどうかとも判断しかねる。

14 海難審判

本件は、原告が機関長をしている船舶が航行中に機関トラブルによって航行不能となって曳航された。その後、原告を受審人として東京高等海難審判庁において、本件機関損傷が機械的問題である旨の裁決がなされた。これを受けて、原告は、製造物責任法及び不法行為を根拠にして、本件貨物船の製造業者を被告として、三三〇万円の損害賠償を求めて、鹿児島地裁に提訴した。請求している損害は、審判庁で取り調べられたことによって受けた精神的苦痛による損害となっている。本件は、平成一四年一〇月一日に和解が成立している。⁽⁹⁰⁾ 本件は製造物責任としてはユニークな事案であ

り、請求内容も慰謝料の部分がほとんどのようである。和解内容も不明で評価も困難である。

15 フラワースタンド失明

本件は、フラワースタンドを移動させた際に先端の飾り部分が抜けて左目に刺さって失明したという事案であり、原告は、製造物責任法を根拠にして製造業者に二一九五万円の損害賠償を求めて提訴した。⁽⁹¹⁾ 本件は平成一四年一二月二日に和解が成立している。

16 人工呼吸器換気不全乳児死亡（第二訴訟）

本件は、原告勝訴判決の10で分析した人工呼吸器換気不全乳児死亡（第一訴訟）と同じ病院において、同じ製造業者の同じ器具（アコマ社製造のジャクソンリース回路とタイコ社輸入の気管切開チューブ）の接続に際して回路閉塞が発生して換気不全に陥り生後一〇ヶ月の乳児が死亡した事案である。事故発生は本事案の方が数ヶ月前であるが、提訴は本事案の方が後となっており、平成一四年二月二日に、アコマ社とタイコ社を製造物責任法と不法行為を根拠にして、病院を不法行為と債務不履行を根拠にして、東京地裁に提訴されている。二つの器具接続の不具合の問題でもあり、また医療過誤との競合のケースでもあることは第一訴訟と全く同様である。本件は、第一訴訟の和解を受けて平成一六年四月に和解したが実質原告勝訴である。和解金額は総額四八〇〇万円（遅延損害金を含む）であり、負担割合は第一訴訟と同様に東京都、タイコ社、アコマ社が四・三・三となっている。⁽⁹²⁾

七 製造物責任法が主張されて係属中の事案

上述の製造物責任法に関連する判決及び和解事例に加えて、現在製造物責任法に関連して係属中の事案も数多くある。係属中の事案をすべて網羅することは不可能である上に、ここであげたもののいくつかもすでに判決又は和解で決着しているかもしれないが、一応著者の知る限りで以下にあげてみたい。

1 車両火災一酸化炭素中毒死

車両火災が発生して乗っていた男性が一酸化炭素中毒で死亡したという事案で、被害者の両親である原告は、平成一年一月一八日、製造物責任法に基づいて自動車の製造業者に一億一五八八万円の損害賠償を求めて、神戸地裁豊岡支部に提訴した。原告の主張は本件車両が火災の恐れに基づくりコール対象車両であるというものであるが、被告は発火のメカニズムを詳しく述べて本件車両がオーバーヒート状態に陥っていたことを主張している。なお、本件車両の初年度登録が平成三年であるため、製造物責任法が適用されない可能性が強い。⁹³⁾

2 雪印乳製品食中毒

毒素の混入した低脂肪乳等による集団食中毒事件であり、製造物責任法に基づいて五家族九名が平成一三年に大阪地裁に提訴していたが、原告のうち比較的症状の軽い四家族八名については平成一五年八月二二日に総額一一〇万円の支払いで和解が成立した。残る症状の重い原告一名について請求金額約六四〇〇万円の訴訟が継続している。この請求金

額の中には懲罰的慰謝料も含まれている。⁽⁹⁴⁾

3 骨折固定髓内釘折損

左上腕骨骨患部骨折部の固定手術を行った際に使用した髓内釘が就寝中に体内で破損したために再手術を余儀なくされた事案で、原告は、平成一四年二月二〇日、製造物責任法に基づいて医療用具輸入業者に二七三万円の損害賠償を求めて提訴した。⁽⁹⁵⁾

4 トラック火災積荷焼失

高速道路走行中にトラックが炎上して積荷が焼失した事案で、原告は、平成一四年二月二一日、製造物責任法に基づいて製造業者に三八六万円の損害賠償を求めて提訴した。⁽⁹⁶⁾

5 三菱自動車タイヤ脱落

道路を走行中のトレーラーの左前輪が外れて転がり、五〇メートル先を歩いていた主婦を直撃して主婦が死亡し二人の男児も負傷した事案で、遺族である原告は、平成一五年三月に、製造物責任法等に基づいて、製造業者である三菱自動車ほかに約一億六五〇〇万円の損害賠償を求め横浜地裁に提訴した。本件は社会的にも話題となった件であるが、現在和解交渉が行われており、原告が事故の再発防止を目的に請求した制裁的慰謝料の支払いをめぐる難航している模

説 論 様である。⁽⁹⁷⁾ なお、三菱自動車については新聞報道などで見られる通り多くの事案がありそうなので、今後訴訟件数が増えてくることも十分予想される。

6 陸上自衛隊ヘリコプター

陸上自衛隊の対戦車ヘリが墜落して乗員二名が負傷した事故で、国（防衛庁）は、平成一五年六月二〇日、製造物責任法に基づいてエンジンをライセンス生産した製造業者に約四億三〇〇〇万円の損害賠償を請求した。防衛庁によれば、空中停止中にエンジンの燃料制御装置の部品が脱落したため出力が低下して墜落したとされている。国が製造物責任法に基づく訴訟を提起するのはいうまでもなく初めてであり注目される事案である。⁽⁹⁸⁾

7 自転車のハンドル支柱の折損

自転車で走行中にハンドルの支柱が折れて転倒して四肢麻痺の残る大怪我をしたという事案であり、原告が平成一五年四月二九日ころ、製造物責任法に基づいて自転車の製造業者に約二億一四〇〇万円の損害賠償を求めて、新潟地裁に提訴した。⁽⁹⁹⁾ なお、自転車のハンドルに関しては、本件と同じ製造業者に対してハンドルの折損があったとして不法行為に基づいて提訴された事案において、東京地裁平成六年五月二七日判決（判時一四九八号一〇二頁）によって製造業者の責任が認められて原告勝訴となっている。

8 空気マッサージ器窒息死

空気マッサージ器を使用中に窒息死したという二件の事案に関して平成一五年に東京地裁に損害賠償を求めて提訴されている案件である。このマッサージ器は本体とエアバッグからなっており、ライフジャケットのようになっていてエアバッグに本体から空気を送り込むようになっていて。しかし、エアバッグに圧縮空気が充填されたときに胸腹部に強い圧力がかかって呼吸困難になり、しかも独力で脱出するのが困難な状態となるので、何らかの原因で排気機能が働かなくなった場合には呼吸障害を起こして窒息死に至るという欠陥が主張されている。⁽¹⁰⁾

八 いくつかの観点からの分析

本稿でこれまで製造物責任法に基づく訴訟について三〇件の判例と一六件の和解事案を分析してきたが、これらの事案は品目ごとあるいは欠陥態様ごとなどにそれぞれ特徴を持っている。従って、本章では、これらの四六の事案をいくつかの異なる観点から分析してみることとしたい。

1 品目ごとの分析

(1) 食品

食品の事案としては、日本マクドナルド、輸入瓶詰オリーブ食中毒、イシガキダイ食中毒、学校給食〇―157、生うに食中毒、缶入り野菜ジュース、カットベーコン、こんにやくゼリー窒息死、カップ麺異物混入の九件を分類してみ

た。この数については予想外に多いという印象であり、品目分類としては最も特徴的であると思われる。特にこの中には、マクドナルド、オリーブ、イシガキダイといった製造物責任法訴訟における原告勝訴の先陣をきった事案が含まれており、これに実質勝訴と言えるこんにやくゼリーとカップ麺を加えれば、かなり原告に有利な判断が出ている分野といえよう。この分野は食品としての性質からして製造上の欠陥となることが多いが、生に近い食品として提供される場合には製造物に該当するか否かの判断として「加工」の有無が重要な争点となってくる。ここでは、イシガキダイと生うにが問題となっているが、今後も同様の微妙な事案が出てくることが予想される。

(2) 薬品・化粧品・台所洗剤等

この分類は少し大まか過ぎるかもしれないが事案数がそれほど多くないのでこの括りで纏めてみると、輸入漢方薬腎不全二件、化粧品による顔面皮膚障害、エステ施術による重度アトピー、合成洗剤手荒れの五件ということになる。この分野では指示・警告欠陥が中心的な争点となってくるものが多いが、設計や製造欠陥が問題となるときは効用と危険との比較考量も争点となつてこよう。また、因果関係の立証が困難な分野であるが、化粧品顔面皮膚障害の事案では因果関係を認定しながら欠陥を否定されている。

なお、製造物責任法による判決ではないので本稿では扱っていないが、新三種混合ワクチン接種の副作用による児童の重度障害又は死亡の事案において、大阪地裁平成一五年三月一三日判決（判時一八三四号六二頁）では、一部児童については因果関係を認めてワクチン製造会社と国に対する損害賠償責任を認め（不法行為と国家賠償法）、一部児童については因果関係を否定している。⁽¹⁰⁾

(3) 機械・装置等

これも少し強引な分類ではあるが、食品容器裁断機、磁気活水器、立体駐車場の死亡事故、駐車場リフト下敷き、融雪装置の五件を入れることができる。ここでは設計上の欠陥が問題となることが多いし、安全装置の有無が欠陥の認定

に影響してくることもある。立体駐車場の事案は売買契約上の債務不履行と判断されているが、融雪装置についても基本的に同じ問題と思われる。

(4) 自動車

自動車の事案としては、三菱デリカエンジン欠陥、ベンツ走行中発火、トヨタマークII制御不能崖下転落、中古車走行中発火、エアバッグ破裂手指骨折の五件があげられる。自動車の場合は設計欠陥の事案が多いであろうが、三菱デリカとベンツ発火の件のように問題箇所がそのまま調査されて欠陥が判定されるようなケースはそれほど多くはない。因果関係と欠陥の立証が困難な事案が多くて運転ミスと判断されやすく、製造物責任法に基づかない訴訟でも多くの原告敗訴判例が出されている。なお、中古車発火の件では、原因が特定できたのにその異常がメーカー引渡し時に存在したことが立証できないで敗訴しており、中古車の場合の難しさを浮き彫りにしている。

(5) 電気製品

電気製品の事案と考えられるのは、イタリア製オーブン、自動販売機出火、エアコン露飛び、魔法瓶熱傷の四件である。ここではテレビ、電子レンジ、冷蔵庫といった典型的な家電品目が入っておりあまり効果的な分析はできない。電気製品では設計欠陥がポイントであろうが、火災のケースが多く、火災の事実関係と因果関係の立証が最大の問題となっている。製造物責任法に基づかないテレビや冷蔵庫・冷凍庫、ワープロなどの判例は多いが、因果関係の判断は事案によって大きく異なっているようである。

(6) 医療器具

医療器具の事案は、人工呼吸器換気不全乳児死亡二件、カテーテル破裂、手術用縫合糸断裂の四件である。カテーテルでは設計欠陥か製造欠陥と思われるが、人工呼吸器(第一訴訟)では設計欠陥を否定して指示・警告欠陥であることを明言した。また、医療器具事案においては器具の製造物責任と医師の過失との択一或いは競合の判定が重要となって

くるが、ここでも両判決は異なる結論を出している。カテーテルでは医師の過失を否定し、人工呼吸器（第一訴訟）ではこれを認めているのである。

製造物責任法に基づく判決ではないがこの関連で興味深いのが、前掲注四三の人工心肺装置の事案であり、ここでは一審の千葉地裁判決では、ポンプの構造に起因する事故として設計上の欠陥を示唆して製造業者の不法行為責任を認め、病院の過失は認めなかった。ところが、控訴審の東京高裁判決においては、ポンプの欠陥を否定する代わりに製造業者の説明・警告義務違反を認定するとともに、病院の過失も認定して、製品責任と医療過誤の競合を認定したのである。このように、製品の欠陥の判断と病院の過失の判断は微妙な問題をはらんでおり事案ごとに異なる結果が出ていることが見てとれるが、製造物責任ありと判断される事案が続いているのが特徴といえよう。

(7) その他製品

その他としては残りの一四件があげられるわけであるが、この中で注目されるのは給食用食器コレール、建築用竹材、カーオーディオ部品であろう。コレールについては設計上の欠陥ではなく指示・警告上の欠陥とされたが、指示・警告が徹底されてもお皿を落とすことは日常ありうることであり、逆に今後は救済されなくなると問題であろう。竹材はなかなかユニークな事例であり「加工」の判定については異論もあるが、評価できる判決である。カーオーディオについては取引慣行から考えて一方的な完成品メーカー勝訴でいいのかなという感じが残るところである。

2 その他の視点からの分類

(1) 欠陥の態様

製造上の欠陥についてはすべての食品事案のほかには、化粧品、カテーテル、コンピュータプログラムあたりが可能

性があるかといったところであろう。指示・警告上の欠陥については、人工呼吸器第一訴訟とコレール奈良訴訟の判決がこれを明記しているほか、漢方薬第一訴訟の判決でも不法行為ながら指示・警告義務違反を指摘している。一方、漢方薬第二訴訟の判決は、表示・警告のないことを指摘しながらも代替製品のあることも指摘しており設計上の欠陥とも読める。その他では、磁気活水器、化粧品、駐車場、こんにやくゼリーが指示・警告に関係すると思われる。それ以外の事案は原則として設計上の欠陥に関するものである。

(2) 拡大損害の小さいもの

製造物責任はいうまでもなく拡大損害を補填するものであつて物品そのものに対する損害は製造物責任では追及できない（製造物責任法三条但書）。しかし、拡大損害が発生している場合には、当該物品そのものの価値についての損害賠償も同一の製造物責任訴訟で請求できるとされている^⑧。この関連で、主に自動車の事案を中心として、損害賠償の対象の多くの部分を物品そのものの損害が占めているような事案がいくつか見られた。自動車の事案ではエアバッグ骨折を除いてすべてこれに該当する。三菱デリカにおいては、請求されているのは車両代金のほかには、代車使用料、レッカー代、駐車場代等と慰謝料、弁護士費用であり、最も金額の大きい慰謝料は認められなかった。ベンツ発火においては、新車購入代金のほかには、交通費、事故処理お礼金と慰謝料、弁護士費用が請求され、慰謝料はPTSDが認められなかったため認容額五〇万円である。マークII制御不能崖下転落は原告敗訴であるが、請求されたのは、自動車修理費用のほかには、レッカー代、交通費、若干の治療費と慰謝料、弁護士費用であつた。中古車発火も原告敗訴であるが、請求内容は、車両損のほかには、レッカー代、代車代と慰謝料、弁護士費用であつた。イタリア製オーブン火傷では、八八〇万円という請求内容は不明であるが（慰謝料が大きいと推測される）、認容額の一一〇万円は代替品への取替え費用などとされている。

これらの事案はすべて人身事故がないか極めて軽微であつたことを示すものであり、それ自体は大変良かったことだ

と思うが、請求内容を見ていると製造物責任訴訟としてはやや違和感を感じるものである。ただ、すべて原告にとって是不幸な事故であり、精神的な苦痛を填補するために慰謝料を請求しているわけであって、その範囲で製造物責任訴訟であると評価するべきと考える。⁽¹⁰³⁾

(3) 引渡し時期

製造物責任法施行日以前に引渡しが行われた場合には同法の適用はないわけであるが、そのために原告敗訴になるか、別の法理を使うこととなった事案として、漢方薬第一訴訟、紙パック容器、化粧品、コンピュータプログラム、自動販売機、駐車場リフト、手術用縫合糸があげられる。漢方薬第一訴訟については、第二訴訟における引渡しが行われた以後であったこととの比較においても引渡し時期の問題が明確であったが、判決は不法行為を根拠に第二訴訟と同じ結論を引き出している。紙パックでは、判決が、引渡しとは消費者の購入時期ではなく製造業者の占有移転時期であることを明示した。化粧品では引渡し時期が問題となりそうな事案であるにもかかわらず判決はこれに触れていない。PCプログラムでは、判決はこれには触れずに原告敗訴となっている。自動販売機では、引渡しが行われた日以前から製造物責任法の適用がないことを明言した。駐車場リフトでは、他の訴因を考慮して和解している。手術用縫合糸では、引渡し時期の問題が致命的になりそうであったが、病院との和解によって輸入業者に対しては訴訟取り下げとなっている。

(4) 原告敗訴事案の分析

一〇件あげられている原告敗訴事案を仕分けしてみると、まず欠陥の認定で敗訴したもの、つまり製造物責任法で正面から敗訴したといえるものが、化粧品、マークII制御不能崖下転落、中古車発火であろう。次に、因果関係で敗訴したものが、生うに、紙パック、コンピュータプログラム、プロパンガス漏れとなる。引渡し時期に問題があったのが自動販売機であり、あとの幼児靴と野菜ジュースは詳細不明である。

(5) 和解事案の分析

一六件あげられている和解事案を仕分けしてみると、まず原告勝訴的和解と考えられるものが、駐車場リフト、エアバッグ、魔法瓶、こんにやくゼリー、コレール足立区、人工呼吸器第二訴訟であろう。また、見舞金決着が、カットベーコン、合成洗剤となる。耳ケアは少額であり勝訴と見舞金の中間的と思われる。但し、エアコン露飛び、手術用縫合糸、融雪装置、カップ麺、電動車椅子、海難審判、フラワースタンドについては不明である。

(6) 法人による提訴

法人による製造物責任法による提訴が可能であることは明らかであるが、⁽¹⁰⁾法人の提起した事案は、磁気活水器、オーディオ部品、立体駐車場、生ういの四件であり、そのうち、三件が原告勝訴となっている。

(7) 本人訴訟

本人訴訟は、紙パックと化粧品⁽¹¹⁾の二件であるがいずれも原告敗訴となっている。

九 おわりに

本稿においては、製造物責任法施行から九年が経過した現在の時点において、今までに同法を適用してあるいは同法に關係して提起された訴訟を分析することで同法が如何に使われてきたかを検討してきた。その結果、筆者の入手できる情報による限られた分析ではあるが、四六件もの訴訟が判決又は和解で決着していることが判明した。⁽¹²⁾もちろんこの数を多いと考えるか少ないと考えるかは微妙であるが、引渡し時期という壁に阻まれるケースが多いことを考えると、それなりの数の事案が処理された⁽¹³⁾と考えるべきであろう。当然ながら、この間にも、本稿の分析の範囲外とした不法行為や債務不履行による製造物責任の提訴、判決、和解の事案も多く見られ、また、報告されない事案も多数あると考え

られるため、わが国の製造物責任訴訟は、それなりの地位を占めつつあると言えるのではないと思われる。ただ、製造物の欠陥によって真に被害を受けている人は多く、それらの人がすべて何らかの救済を受けているといった姿にはほど遠く、これらは今後の理論と実務の発展に負うところである。なお、今後は、製造物責任法施行日から時間が経過すればするほど同法による訴訟が増加してくるので、より効果的な事案の解決と被害者の救済が進むことを期待している。

(1) 実際に製造物責任法に関連する第一号の判例は、平成十一年二月二五日に出され原告敗訴となった生うに中毒事件に関するものである。

(2) 和解は平成一〇年ごろから見られるようになってきている。

(3) 製造業者などが引き渡した時点であり消費者が購入した時点ではないと解釈されよう。通常はそれほど問題となる点ではあるまいが、製造物責任法が適用されるかどうかの限界事例では重要な分かれ目となりうる。なお、時間的適用関係については、升田純「詳解製造物責任法」一二二頁（商事法務研究会、一九九七年）。また、後述の「製造物責任法が主張された事案での原告敗訴判決」中の紙パック事件判決参照。

(4) ある程度の情報は収集できたと考えている。なお、情報収集に際して主に依拠したのは、国民生活研究（国民生活センター）、月刊国民生活（国民生活センター）、PL法・情報公開ニュース（PL法・情報公開法を活かす関西連絡会）、消費者法ニュース（消費者法ニュース発行会議）であり、これらは判例ごとに指摘する。このほかに、何人かの原告側弁護士から情報及び資料の提供をしていただいた。心から御礼を申し上げたい。

(5) これらは結局は製造物責任法と異なる根拠で原告勝訴となったものである。

(6) 但し、ここには製造物責任法が主張されたが同法とは関係のないところで敗訴している案件も含まれており、それらは厳密には製造物責任法での敗訴とは言えないであろう。

(7) PL判例についてのデータはいくつかあるが、ここで依拠したのは第一四回欠陥商品被害救済全国協議会（平成一四年一二月七日、大阪マーチャングイズ・マート）における発表資料の末尾につけられた「製造物責任判決・和解一覧表」であり、ここでは八年間の判例がよく網羅されている。ただ、この会議開催後に製造物責任法を適用した原告勝訴の重要判例がいくつか出されていることは注意しておく必要がある。

(8) △マークとなっているのでそう推測した。なお、この資料においては、同一事案の各段階裁判所での判決が別々にカウントさ

れている。

(9) 米国において同じマクドナルドのレモネードによる受傷で争われた事案があるがこちらは原告敗訴となっている（連邦地裁ワシントンDC、一九九九年）。この件では原告がレモネードを購入してから飲むまでに屋外に一時半から二時間も放置しており、その間は原告の排他的管理の不在であったとされており、日本マクドナルドの事案と対照である。47F.Supp.2d42

(10) 島野康「PL法による訴訟事例IV」国民生活研究四〇巻三三二頁（二〇〇〇年）

(11) 升田純「製造物責任をはじめ肯定した裁判例（下）」NBL六七六巻五二頁（一九九九年）

(12) 山口正久「製造物責任が問われるPL訴訟と今後」標準化と品質管理五二巻二一〇号（一九九九年）

(13) 「荷崩れの起きる頻度やそれによる作業担当者の心理にまで考察を加えた上で」判時四六頁。

(14) フックが小さくて持ちにくい、装着中に手を滑らせて跳ね上がったフックが顔面にあたった、フックを掛ける位置が低く掛かった部分を黙視することが困難であり、装着状態の確認が困難、など。判時一四二頁。

(15) 被告の主張である。

(16) 材質を金属からプラスチックに変更することによって、傷害の程度がどれだけ軽くなるのか、製品の有用性は損なわれないのか（止める力が弱くならないのか）などの検証は必要となるが、被告が事故後すぐに変更していることを考えれば、変更は傷害軽減の効果がありまた容易であったのではないかと推測される。

(17) 判例集未登載。原告弁護士より判決を入手。

(18) 中村雅人「PL法改正の必要性」別表、自由と正義五四巻二五八頁（二〇〇三年）。「製造物責任（PL）法による訴訟一覧」月刊国民生活三三巻四号六九一七頁（二〇〇三年）。

(19) 判例集未登載。最高裁HP下級裁判決情報より入手。

(20) 「判例速報」消費者法ニュース五五巻八二頁（二〇〇三年）

(21) 北海道における販売の専属的引き受け、一〇〇%子会社であること、三菱の名称の共有、パンフレットにも大きく販売業者の名称が記載されていること。

(22) 前掲注20によれば、「衝突部位が後部であったため、幸いにして、エンジン部分は衝突による損傷を免れ」とされている。

(23) 危険責任は製造業者が危険を制御すべき立場にあること、報償責任は製造業者が製造、加工という事業活動によって利益を得ていること、信頼責任は利用者が製造物の安全性について製造業者を信頼していることを根拠としている。

(24) 飯塚和之「判例評釈、イシガキダイ食中毒事件」判タ一一二〇号七四頁（二〇〇三年）、浦川道太郎「イシガキダイ食中毒第一審判決に対する一考察」判タ一一三三号五四頁（二〇〇三年）、平野裕之「イシガキダイ食中毒第一審判決」判時一八二四号一

七六頁(二〇〇三年)

(25) 本件判決の認容額は約五〇六三万円であるが、和解内容は、総額五三〇〇万円(遅延損害金を含む)を、東京都、タイコ社、アコマ社が四・三・三の負担割合で支払うというもの(民間医局HPの医療過誤判例集による)となっている。

(26) 後掲注27参照。

(27) この他にも数例、ジャクソンリースとタイコ社製品の接続事故例があるほか、昭和五八年にはすでに米国で同様の危険性の警告が行われていた。なお、驚くべきことに本件事故(平成一三年三月)の直前に、同じ病院で全く同じ両器具の接続による閉塞事故が疑われる事案で別の乳児が死亡していた。時期的に先に発生したこの件の方が後発訴訟として提起されたが、(PL法・情報公開ニュース四三三六頁(二〇〇三年)及び同四六四頁(二〇〇四年))。なお、この件は東京高裁における本件の和解後に東京地裁において和解したが、(後掲「製造物責任法が主張された事案での和解例」中で解説する)、本件判決ではこの件については全く言及されていない。

(28) 前掲注27参照。

(29) 平成一五年四月一七日付、日本経済新聞及び毎日新聞。財団法人関西消費者協会HP、Consumer's Eye。

(30) 販売業者への訴えは、個人が債務不履行又は不法行為、団体が債務不履行又は瑕疵担保に基づいている。

(31) 精神的衝撃の大きな出来事の後に発症する精神障害。

(32) PL法・情報公開ニュース四四号(二〇〇三年)。

(33) 原告は事故時に成田空港に向かう途中であったが、事故後も予定通りグアム島でのゴルフキャンプ練習プログラムに参加している。

(34) PL法・情報公開ニュース四六号二頁(二〇〇四年)。

(35) ただ、自動車の買主が団体であるものにも拘わらず、使用者が売買交渉を行い専用使用していたことから使用者に対して債務不履行責任を負うことに対して、法律構成上の問題は指摘されている(判時九四頁)。

(36) ただ、三菱自動車のタイヤ脱輪や欠陥クラッチの問題などを見るにつけ、企業に安全意識を徹底してもらい事故を防いでいくためには、全国消費者団体連絡会PLOンブズ会議の提言するPL法改正案(二〇〇二年七月五日)にある「実損の二倍を限度とする付加金」程度のものは導入する必要があると考える。製造物責任法の検討の過程における日本弁護士連合会、東京弁護士会の案もほぼ同様である。

(37) 仕様書の耐久性に記載されている試験結果と合わせて読むことが電子機器業界では一般的であることは原告も熟知している、としている。

- (38) 「（日本電子機械工業会の作成した）スイッチ通則によれば本件仕様書の温度、湿度についての保証範囲は被告主張の通りである」という被告の主張に対しても、「スイッチ通則を知らなければ仕様書の内容を正確に理解できないような仕様書は不適切である」として退けた。
- (39) 判決中でこのくだりが四回も出てくる。
- (40) 本件FTスイッチの用途において車載用が相当の部分を占めているとすれば話は違ってくる。
- (41) 車載用だけでなく数多くの用途が考えられるため、ある用途への使用を禁止すると反対解釈として他の用途には使用できるところとなってしまうことも考えられる。
- (42) 品質問題についての完成品製造業者と部品製造業者の責任分担は現実には交渉の中で和解的決着が図られることが多い。
- (43) 医療器具の欠陥と医師の過失の競合としては、ほかに、心臓手術中に人工心肺装置の送血ポンプのチューブに亀裂が生じて空気が混入した結果、患者に脳梗塞による脳機能障害の後遺障害が残った事案がある。一審判決は医療器具製造業者の不法行為責任を認める一方で、病院側の過失を認めなかったが（千葉地判平成一三年三月三〇日、判時一七五五号一〇八頁）、控訴審判決は一審判決を変更して、医療器具製造業者の不法行為責任とともに、病院側の過失による債務不履行責任も認めた（東京高判平成一四年二月七日、判時一七八九号七八頁）。なお、本件では医師の責任ではなく、医療技士（臨床工学技士）の責任となっている。
- (44) 米国の製造業者による本カテーテルの回収の連絡が全顧客に送られたのが本件事故の後となっていることも、医師の過失なしとの判断に有利に働いているといえよう。
- (45) 判時一一九頁。
- (46) 後掲注47参照。
- (47) これに対して被告会社は、足立区の事故については連絡を受けておらず、その件の提訴日（平成一一年一二月二七日）や新聞報道（提訴の翌日）は本件事故（平成一一年二月一九日）の後であることを主張した。なお、足立区の件は足立区も負担する形で和解解決している（後述「製造物責任法が主張された事案での和解例」12参照）。
- (48) PL法・情報公開ニュース、四五号四頁（二〇〇三年）。
- (49) 判例集未登載。原告弁護士より判決を入手。
- (50) 後掲「製造物責任法が主張された事案での原告勝訴判決」1参照。
- (51) 判例集未登載。最高裁HP下級裁判決情報より入手。
- (52) 前掲「製造物責任法による原告勝訴判決」16参照。
- (53) これはあくまで服用ベースであり、引渡しから投与までの日数を考慮すると日数比率はもっと低くなる

- (54) PL法・情報公開ニュース四〇号三頁(二〇〇二年)、島野康「PL法による訴訟事例Ⅱ」国民生活研究三八卷三号二八頁(一九九八年)
- (55) 柘植直也「消費者法ニュース」四四号三九頁(二〇〇〇年)。
- (56) なお、国や地方公共団体が製造物責任の責任主体となり得ることについては、「もともと公益性の高い法人である国の場合についてみると、国が製品を製造等し、その製造物の欠陥により損害が発生した場合には、製造物責任を負うが、そのほかにも、国家賠償法上の損害賠償責任を負うことがあり、その被害者は、それらの法理を選択して損害賠償を受けることができるわけである。」前掲注3升田純六〇八頁。
- (57) 前掲注3升田純六六二頁。
- (58) 前掲注10島野康。なお、本判決は判例集未登載であり、判決文も入手できていないので、本稿における分析はすべてこの文献及び、前掲注18「月刊国民生活」による。
- (59) 島野康「PL法による訴訟事例Ⅰ」国民生活研究三七卷一号四三頁(一九九七年)、島野康「PL法による訴訟事例Ⅲ」国民生活研究三九卷三号四〇頁(一九九八年)。なお、本判決は判例集未登載であり、判決文も入手できていないので、本稿における分析はすべてこれらの文献及び、前掲注18「月刊国民生活」による。
- (60) 判時四頁、升田純「化粧品と製造物責任の成否」(下)NBL六九八号三六頁(二〇〇〇年)、前掲注10島野康三六頁。
- (61) 同様の指摘は前掲注60升田純四一頁、田中厚「欠陥商品・欠陥住宅」消費者法ニュース四八卷三七頁(二〇〇一年)。
- (62) 前掲注61田中厚。
- (63) 本判決は判例集未登載であり、判決文も入手していないので、本稿における分析はすべて前掲注54島野康二七頁以下、前掲注18「月刊国民生活」及び原告弁護士からの情報による。
- (64) 前掲注3升田純二五二頁。小林秀之「新版製造物責任法その論点と対策」二六頁(中央経済社、一九九五年)。松岡博「現代国際取引法講義」二〇一頁(法律文化社、一九九六年)
- (65) 本判決は判例集未登載であり、判決文も入手していないので、本稿における分析はすべて前掲注59島野康Ⅲ四六頁以下及び前掲注18「月刊国民生活」による。
- (66) 判例集未登載。最高裁HP下級裁主要判決情報より入手。
- (67) 判例集未登載。最高裁HP下級裁主要判決情報より入手。
- (68) 前掲注18「月刊国民生活」。
- (69) 判例集未登載。最高裁HP下級裁主要判決情報より入手。

(70) 同様の意見は、島野康「月刊国民生活」三三巻七号一一頁（二〇〇三年）。

(71) 判タ一七四頁。

(72) なお、自動車の欠陥の立証と欠陥の一応の推定について、大津地判平成八年二月九日（判時一五九〇号一二七頁）は以下のよう述べている。「自動車は多数の部品によって構成される科学的、技術的に高度で複雑な製造物であつて、…その使用者は自動車一般に通じる概括的な知識しか持ち合わせていないことに鑑みれば、具体的な原因についてまで主張・立証することは困難を極める作業である…第一次的に、当該自動車の合理的な使用期間中に、通常の使用方法で使用していたにもかかわらず、身体・財産に危険を及ぼす異常が発生したことを主張・立証すること以一応の「欠陥」の主張・立証として足りると解するべきである。…相手方当事者は、原告が主張・立証した「異常」が当該自動車の構造上、設計上の問題に起因しないことについての具体的な事実等を反証すべきである」。本件の中古車の事案では一応の推定はできないとしたが、この大津地裁判決に沿えば、一応の推定をしたが、被告の反証によって推定が覆つたという理論構成もとれそうである。

(73) 前掲注18「月刊国民生活」。

(74) 島野康氏の資料を多く参照させていただいた。前掲注10、注18、注54、注59。そのほかに前掲注7。

(75) 前掲注54島野康。

(76) 前掲注59—I、前掲注54島野康。

(77) 前掲注59—I、前掲注54島野康。

(78) 原告は東京簡裁に提訴しているが、被告の要請で東京地裁に移送されている。

(79) 前掲注54島野康。

(80) 前掲注54島野康。

(81) 前掲注59—III、前掲注54島野康。

(82) 前掲注59—III。

(83) 前掲注59—I及びIII。

(84) 前掲注10、前掲注54島野康。

(85) 前掲注18「月刊国民生活」。

(86) 前掲注54島野康二八頁によれば、国民生活センターには平成一〇年一〇月末日現在で、こんにやくゼリーによる窒息事故が三
四件報告されており、そのうち八件が死亡事故である。ただ、同センターから業界への製品改善要望やマスコミの報道によって、
平成九年六月以降は同種の事故の届出はないとのことである。

- (87) 前掲注10、前掲注54島野康、前掲注18「月刊国民生活」。
- (88) 前掲注10、前掲注18「月刊国民生活」、前掲注48。
- (89) 前掲注10、前掲注18「月刊国民生活」。
- (90) 前掲注10、前掲注18「月刊国民生活」。
- (91) 前掲注18「月刊国民生活」。
- (92) 本件では、死亡した乳児の出生体重が五〇〇gであったため、被告は原疾患の増悪を主張して因果関係を争ったが、この点が終身予後の未確立として、和解金額を第一訴訟よりも若干下げる原因となった。前掲注34。
- (93) 前掲注10。
- (94) 前掲注48。
- (95) 前掲注18「月刊国民生活」。
- (96) 前掲注18「月刊国民生活」。
- (97) 朝日新聞平成一六年四月一三日付夕刊、同平成一六年四月一四日付。
- (98) 朝日新聞平成一五年六月二一日付夕刊。ただ、本記事の表現によれば、裁判所も特定されておらず、実際に裁判所に提訴したのか、提訴を前提にしているとしても現段階では製造業者に損害賠償請求しただけなのか不明である。本件はこれ以上の情報は入手していない。
- (99) 日本経済新聞平成一五年四月三〇日付。
- (100) 前掲注48。なお、本件は製造物責任法に基づいて提訴されていることが確認できていないが、事故発生が平成一三年であることから見て同法に基づく訴訟である可能性が高いと思われる。
- (101) 本判決の中で原告は「ワクチンメーカーと被接種者の間にはワクチンの安全性について格段の情報格差が存することから、製造物責任法理を適用すべき」としたが、判決は、同法施行前の事故である本件については直ちにこれを適用することはできないと判示した。
- (102) 前掲注3升田純八五二頁、経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編「逐条解説製造物責任法」一〇二頁（商事法務研究会、一九九五年）、前掲注64小林秀之三〇頁。
- (103) 精神的被害を填補する慰謝料の損害が拡大損害とみなされることについては、前掲注3升田純八五八頁。
- (104) 前掲注102経済企画庁五四頁。
- (105) あくまでこの数は筆者の把握しているものであって、実際にはもう少し多いものと推定される。